

第3次かほく市総合計画

令和8年度（2026）～令和17年度（2035）

(案)

目 次

第1編 序論

1 計画策定の目的	2
1) 計画策定の目的	2
2) 計画の構成と期間	2
2 かほく市の概況	3
1) かほく市の概況	3
2) 人口・世帯	4
3) 人口動態	6
4) 財政状況	7
3 これまでの取り組みの成果	8
4 かほく市を取り巻く社会動向	10
5 市民意識調査	14
1) 調査概要	14
2) 市民アンケートの調査結果	14
3) 高校生アンケートの調査結果	18
4) アンケートの考察	19
6 まちづくりの課題	20

第2編 基本構想

1 まちの将来像	24
1) 基本理念	24
2) 基本目標	25
2 重点戦略・横断的戦略	24
1) 重点戦略	26
2) 横断的戦略	29
3 施策の体系	30
4 将来指標の見通し	32
1) 「人口ビジョン」「総合戦略」における目標人口	32
2) 人口・世帯数	33
3) 就業人口	33
5 将来都市構造	34

第3編 基本計画

重点戦略① 災害に強いまちづくり（復興・再建）	38
1-1 暮らし・住まいの再建	38
1-2 インフラの早期復旧	39
1-3 地域産業の再建	40
重点戦略② 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり（健康・福祉）	42
2-1 地域共生社会の実現	42
2-2 保健・医療の充実	44
2-3 健康づくりの促進	46
2-4 高齢者福祉の充実	47
2-5 障害福祉の充実	49
重点戦略③ 子どもも大人も共に学び育つまちづくり（子育て・教育）	50
3-1 子育て支援の充実	50
3-2 生きる力を育む質の高い学びの推進	52
3-3 ともに学び支え合う社会の実現	54
3-4 生涯にわたって学ぶことができる教育環境の構築	56
重点戦略④ 市民が安全・安心に暮らせるまちづくり（安全・安心）	58
4-1 防災・減災対策の充実	58
4-2 交通安全対策の推進	60
4-3 防犯対策の推進、消費者安全の強化	61
4-4 消防力の充実・強化	62
重点戦略⑤ 快適で機能的な都市構造のまちづくり（環境保全・インフラ）	64
5-1 環境への取り組み	64
5-2 総合的・計画的な土地利用の推進	66
5-3 公共交通の利便性向上	68
5-4 幹線道路ネットワークの整備・強化	70
5-5 情報通信基盤の整備	71
5-6 上下水道の整備・更新	72
重点戦略⑥ 市民の活力と交流を推進するまちづくり（スポーツ・文化）	74
6-1 スポーツを通じた共生社会の実現とにぎわいづくり	74
6-2 郷土の歴史・文化の継承と芸術文化の振興	76
重点戦略⑦ 地域資源を活かした活力あるまちづくり（産業・交流）	78
7-1 農林水産業の振興	78
7-2 商工業の振興	80
7-3 オンリーワンの資源を活かした地域の活性化	82
7-4 就労しやすい環境づくり	84
7-5 移住・定住施策の推進	85

第1編 序論

重点戦略⑧ 市民が主役となるまちづくり（地域づくり・人づくり）	86
8-1 地域コミュニティ活動への支援	86
8-2 市民協働の地域づくり	87
8-3 人権尊重が築かれる取り組み	88
重点戦略⑨ 持続可能な行財政の運営（行政・財政）	90
9-1 行政運営の効率化	90
9-2 安定した財政の運営	91
9-3 人材育成の推進	92
9-4 DXの推進	93
9-5 開かれた議会運営	94
9-6 市域を越えた地域発展の推進	95
9-7 公共施設の有効活用	96

1 計画策定の目的

2 かほく市の概況

3 これまでの取り組みの成果

4 かほく市を取り巻く社会動向

5 市民意識調査

6 まちづくりの課題

1 計画策定の目的

1) 計画策定の目的

第2次かほく市総合計画は、平成28（2016）年度に10年間の計画で策定し、将来像である「海とみどりに抱かれた、にぎわいのあるあふれるまち」の実現に向け様々な施策を展開してきました。

一方で、この間、計画策定時には予期していなかった新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、令和6年能登半島地震の発生により、生活や経済に大きな影響が生じるなど、本市を取り巻く社会経済状況は大きく変動してきました。

第3次かほく市総合計画では、現行計画策定後の社会経済状況の変化や、審議会などから頂いた意見を踏まえながら、総合的なまちづくりの方向性を定めます。

2) 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

第3次かほく市総合計画は、「基本構想」「基本計画」により構成されます。

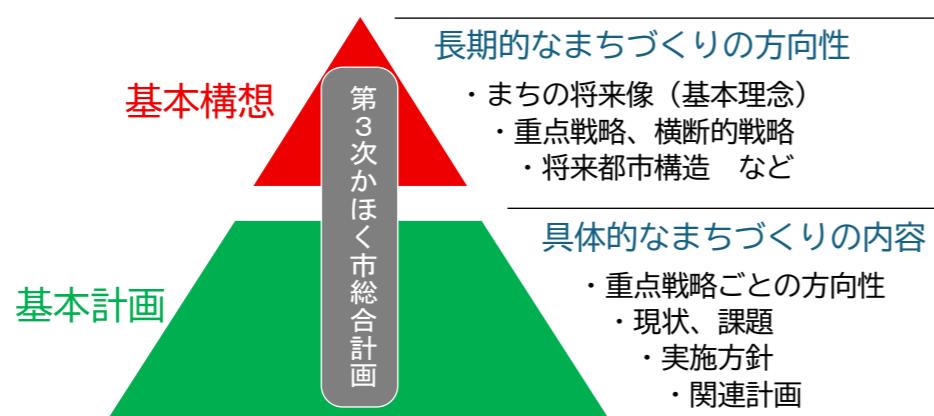
① 基本構想

「基本構想」は、本市の長期的なまちづくりの方向性を設定するもので、まちの将来像や、まちづくりの方針、将来都市構造などを示すものです。

② 基本計画

「基本計画」は、基本構想で示した将来像を実現するために必要となる基本的な方針とその方向性を設定し、それぞれの現状や実施方針、関連計画などを示すものです。

【第3次かほく市総合計画の構成】



(2) 計画期間

第3次かほく市総合計画の目標年次は令和17（2035）年度、計画期間は令和8（2026）年度から令和17（2035）年度の10年間とします。

2 かほく市の概況

1) かほく市の概況

(1) 立地条件・自然条件

本市は、石川県のほぼ中央に位置し県都金沢市の約20～25キロメートル圏内にあり、西は日本海に面し、北は宝達志水町、東は津幡町に、南は内灘町に接しています。

地勢については、東西約9キロメートル、南北は最長約12.9キロメートルで、64.36キロ平方メートルの面積を有しています。東から西に向かい、山地、丘陵地、段丘地、沖積低地、海岸砂丘地で形成されており、北部では大海川が日本海に、南部では宇ノ気川が河北潟に注いでいます。また、これらの地形と一体となった緑豊かな自然環境を有しています。

【かほく市の位置図】



月浦白尾 IC 連絡道路

(2) 広域交通

- 南北幹線として、のと里山海道、国道159号、河北縦断道路
- 東西幹線として、かほく東西幹線道路、月浦白尾 IC 連絡道路
- 市内3駅（JR七尾線：高松駅・横山駅・宇野気駅）



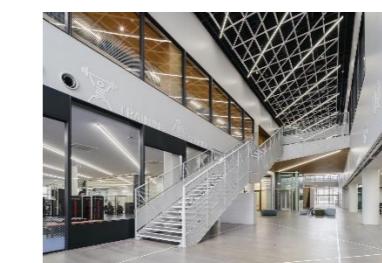
こども家庭センター（おひさま）

(3) 子育て支援

- 不妊不育治療費助成や子ども医療費助成など妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援
- こども家庭センターの相談体制強化や保育施設・サービスの整備による子育て環境の充実
- 副食費、小中学校給食費の無償化、高校生への通学定期支援など子育て世帯への経済的支援
- 公立、私立合わせて認定こども園12か所、地域型保育事業所3か所
- 企業主導型（認可外）1か所 計16か所（令和8年3月現在）

(4) 定住支援

- 若者マイホーム取得奨励金による手厚い住宅取得支援
- 新婚さん住まい応援事業やUIJターン住まい補助金など家賃補助支援が充実



かほく市総合体育館



石川県西田幾多郎記念哲学館

(5) 産業・観光・スポーツ施設

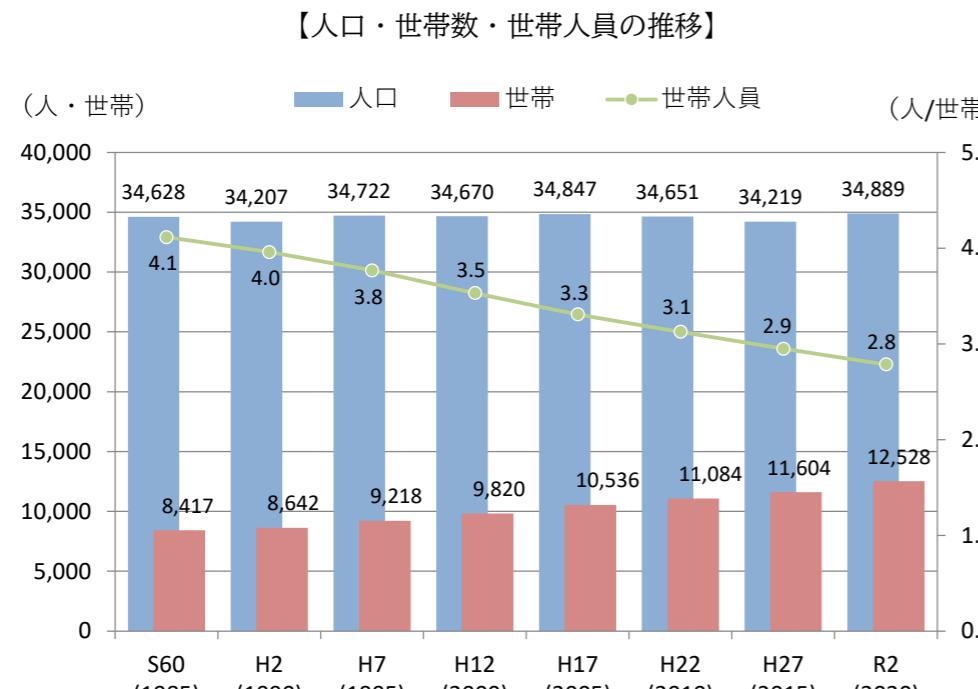
- 南部地区には石川県西田幾多郎記念哲学館やうみっこらんど七塚、大型ショッピングモールが立地
- 中央地区には七塚中央公園、令和6（2024）年4月「かほく市総合体育馆」が開館
- 北部地区には道の駅高松（里山館・里海館）や高松グラウンド・ゴルフ場など観光・スポーツ施設が立地
- 繊維産業や電子産業、鉄工業などが本市の基幹産業となっています

2) 人口・世帯

本市の人口は横ばいもしくは微減傾向にありました。平成 27 (2015) 年から令和 2 (2020) 年にかけては増加しており、令和 2 (2020) 年の人口は 34,889 人となっています。

世帯人員（世帯を構成する人員数）は減少傾向にあり、世帯数は増加しています。

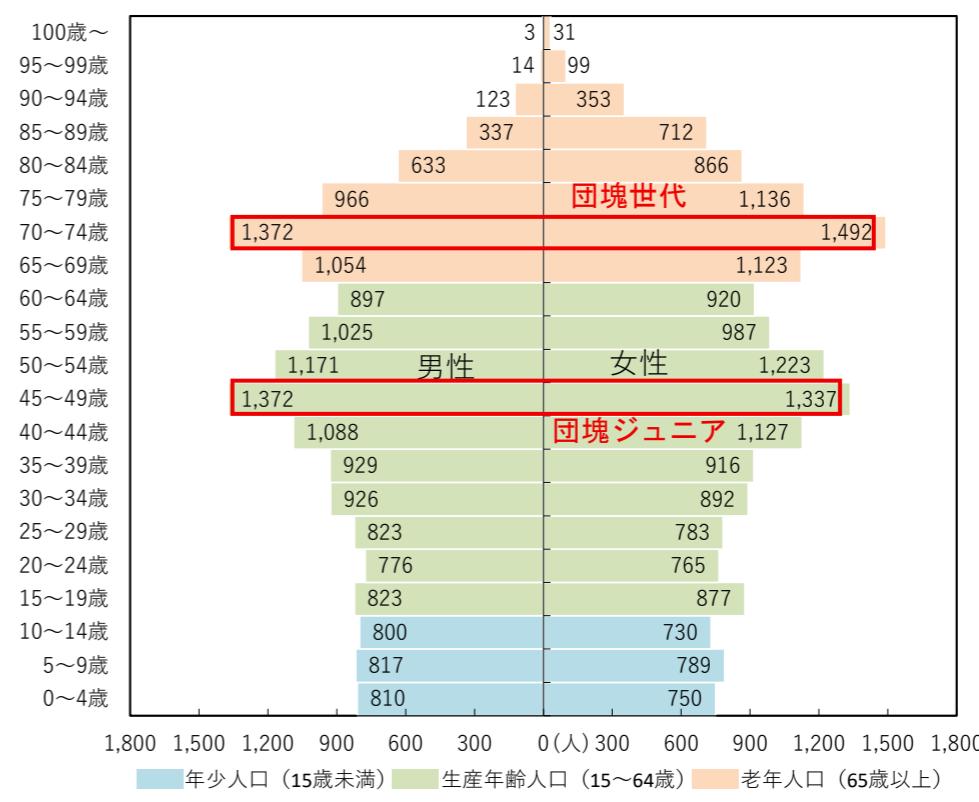
年齢 3 区別に見ると、65 歳以上（老人人口）は増加を続けていますが、15 歳未満（年少人口）、15~64 歳（生産年齢人口）は減少傾向にあります。



出典：国勢調査

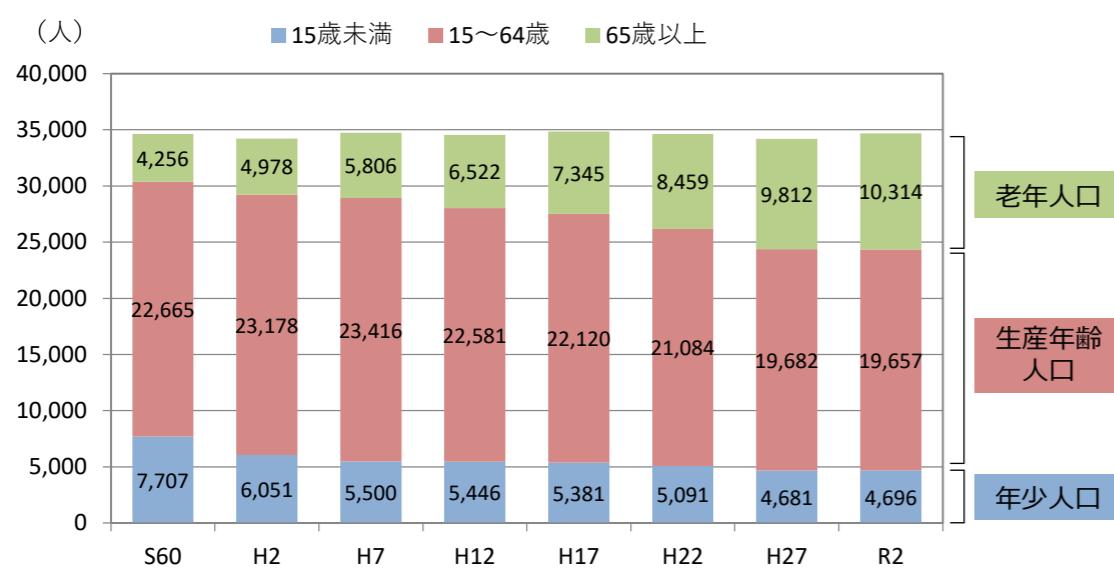
人口ピラミッドを見ると、団塊世代の高齢化が進んだことで老人人口（65 歳以上）の増加が進行しており、また、団塊ジュニアの次世代以降の層には大きな人口増加がみられていません。

【令和 2 (2020) 年の人口ピラミッド】



出典：国勢調査※年齢不詳を除く

【年齢 3 区別人口の推移】



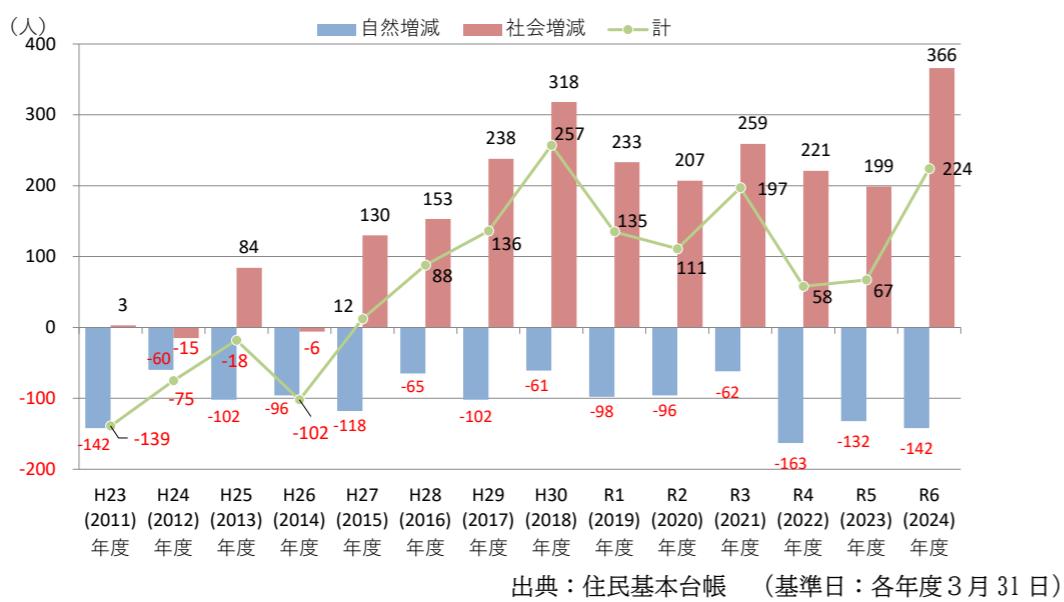
出典：国勢調査

3) 人口動態

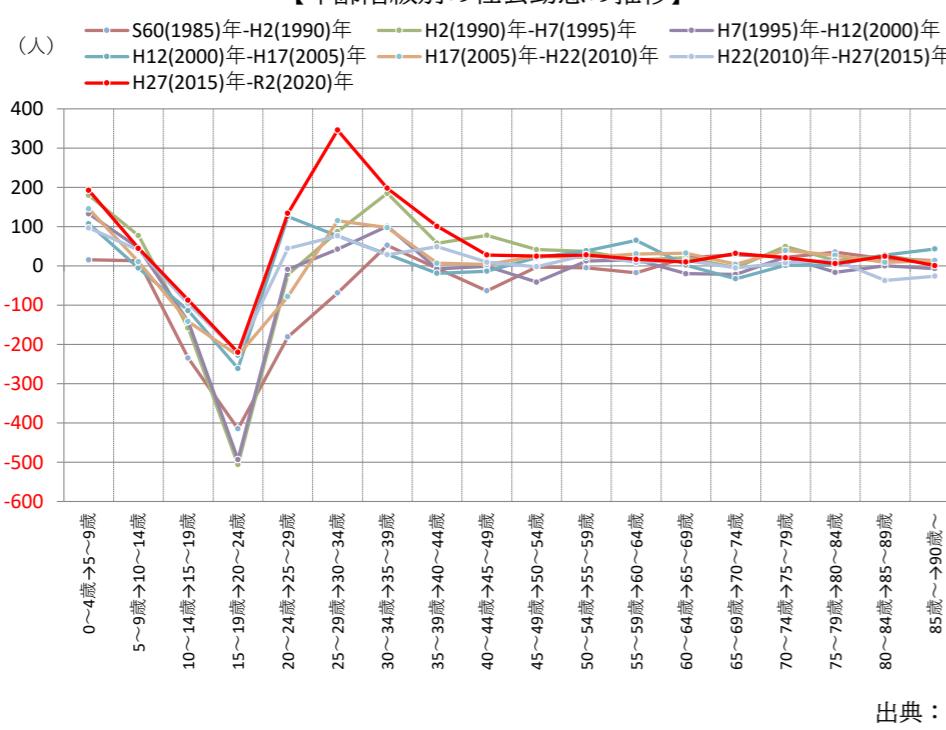
自然動態は、出生数が死亡数を下回り、自然減が続いている。社会動態は、平成 27 (2015) 年度から継続的に社会増となっており、令和 6 (2024) 年度は 366 人の転入超過となっています。自然動態と社会動態を合わせると、人口は平成 27 (2015) 年度から増加傾向にあり、令和 6 (2024) 年度は 224 人増となっています。

年齢階級別の社会動態を見ると、10 代後半から 20 代前半にかけては、進学や就職のため転出が多くなっているものの、近年は転出超過が緩和しています。また、20 代後半から 40 代前半にかけては、大きく転入超過となっています。

【人口増減の推移】



【年齢階級別の社会動態の推移】

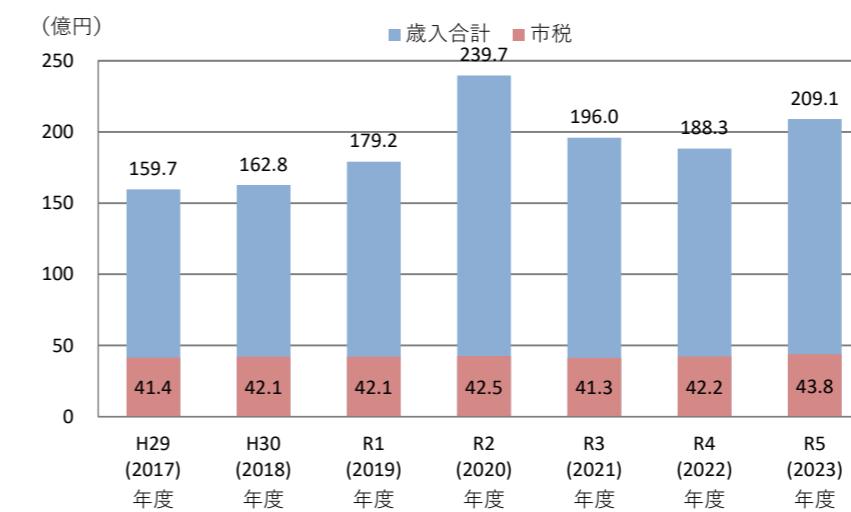


4) 財政状況

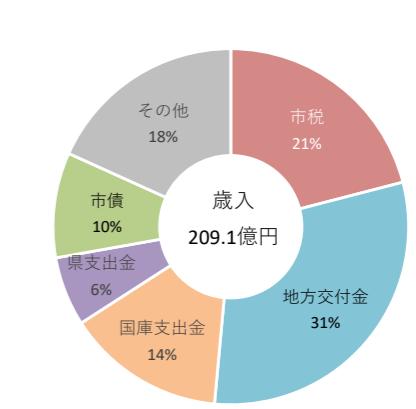
本市の財政状況として、歳入は平成 29 (2017) 年から令和 5 (2023) 年にかけての 6 年間で 31% 増加しています。歳入の内訳として、直近の令和 5 (2023) 年では地方交付金が最も多く 31% を占め、次いで市税が 21% を占めています。市税は増加傾向にあり、6 年間で 6 % 増加しています。

歳出も歳入同様増加しており、平成 29 (2017) 年から令和 5 (2023) 年にかけての 6 年間で 28% 増加しています。歳出の内訳として、社会保障などの民生費が 35% と最も多くを占めており、次いで教育費が 14% を占めています。特に民生費においては高齢化の影響もあり 6 年間で 35% 増加しています。

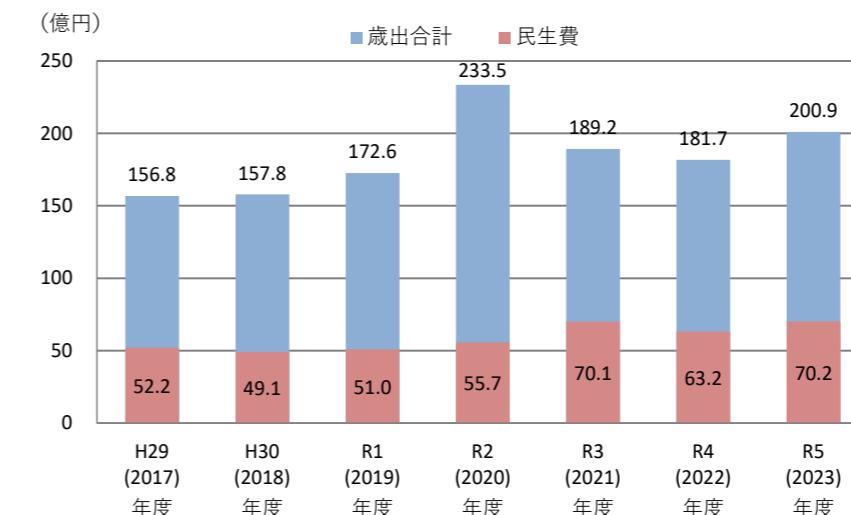
【市の歳入の推移】



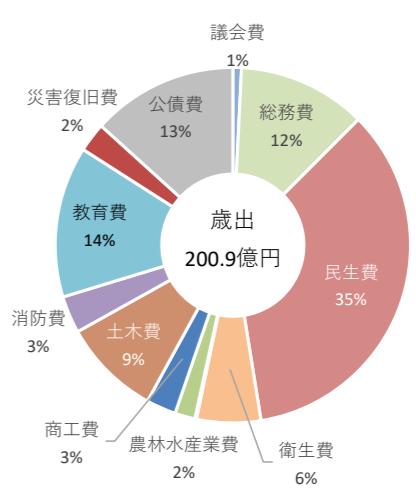
【歳入内訳 (R5(2023)年)】



【市の歳出の推移】



【歳出内訳 (R5(2023)年)】



出典：かほく市各会計の決算の要領 (H29(2017)～R5(2023)年)

3 これまでの取り組みの成果

【第2次総合計画期間中（H28～R7）の出来事】

平成 28 (2016)年	3月 4月 11月	・PFU ブルーキャッツがV・プレミアリーグ初昇格 ・「かほく市コミュニティ・スクール」がスタート ・主要地方道高松津幡線「河北縦断道路」（上山田～津幡町加茂間）が開通
平成 29 (2017)年	4月 4月 6月 8月	・西田幾多郎哲学記念館「哲学の杜ライトアップ」開始 ・国道159号交通安全対策事業高松歩道整備事業が開始 ・住みよさランキングでかほく市が4位となる ・「IT CATS かほく」が「地方版 IoT 推進ラボ」に選定
平成 30 (2018)年	4月 5月 12月	・市内の全保育園が認定こども園に移行 ・長野県駒ヶ根市と友好都市提携を締結 ・「かほく市特産品ブランド認証制度」を開始
令和元 (2019)年	2月 4月	・全小中学校の普通教室にエアコンを設置 ・かほく市特産品ブランドに52品目を認証 ・かほく東西幹線道路Ⅰ期区間（松浜-宇気）が開通
令和2 (2020)年	2月	・新型コロナウイルス感染症が流行 ・道の駅高松里山館リニューアル
令和3 (2021)年	4月 4月 11月	・「あそびの森かほっくる」オープン ・国道159号交通安全対策事業高松北歩道整備事業が開始 ・道の駅高松里海館芝生広場にインスタ映えモニュメント「ブドウノオウチ」を設置
令和4 (2022)年	2月 3月 8月	・「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明 ・国道159号交通安全対策事業七塚地区が完成 ・「あそびの森かほっくる」来館者10万人を達成
令和5 (2023)年	1月 4月 6月 7月 8月	・猛烈な寒波により約5,400戸が断水 ・市外へ電車通学する高校生等へ定期券購入費用の50%を支援する取り組みが開始 ・子育てしやすい自治体ランキングでかほく市が全国1位となる ・線状降水帯による記録的豪雨（最大1時間雨量85.5mm）が発生 ・市観光物産協会10周年記念・市制20周年記念イベントとして「哲楽夜市」を開催
令和6 (2024)年	1月 3月 4月 4月 9月	・令和6年能登半島地震が発生し、市内で最大震度5強を観測 ・かほく市制施行20周年 ・「かほく市総合体育館」オープン ・「つどいの森かほっくるプラス」オープン ・かほく市制施行20周年記念式典を挙行

【第2次総合計画の取り組みの成果】

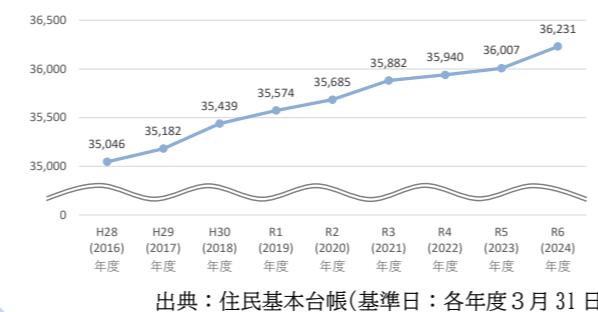
第2次かほく市総合計画（2016（H28）～2025（R7））
海とみどりに抱かれた、にぎわいあふれるまち～人が集い、人を育み、そして発展を続けるまち～

○第2次かほく市総合計画では、市民、団体、行政など、あらゆる関係者が連携し、「発展・活力」「交流・定住」「安全・安心」「保全・育成」の4つの視点を踏まえ、今後の新たな10年間の進むべき方向をしっかりと見据え、さらなる定住促進策、子育て支援策に加えて、企業誘致や就業機会の創出を拡充・発展させるためさらなる事業展開を図り、人口減少対策と地方創生に積極的に取り組みを進めてきました。

○平成28（2016）年度に策定した第2次かほく市総合計画は、その策定過程においてワークショップ等を開催し、市民等の直接的な参画を得たものであり、基本理念の『海とみどりに抱かれた、にぎわいあふれるまち』についても、ワークショップや審議会にて検討を重ね決定したものです。

人口動態【人口の推移】

- ・平成28（2016）年から令和6（2024）年までの8年間で人口は1,185人増加している



出生数【出生数の推移】

- ・平成28（2016）年から出生数は300人前後を維持している



住み良さ【住みよさランキングの推移】

- ・かほく市の住みよさランキング（全国812自治体が対象）は平成26（2014）年から平成29（2017）年まで4年連続で10位以内、令和7（2025）年には8年ぶりに10位以内に入っている



出生数・児童生徒数等推移表

年度	出生数(人)	学年 (R6.4.1現在)	市内児童・ 生徒数(人)	増減
H16	290	→	→	→
H17	264	→	→	→
H18	288	→	→	→
H19	267	⇒ 高校3年生 ^(※)	318	51
H20	241	⇒ 高校2年生 ^(※)	284	43
H21	266	⇒ 高校1年生 ^(※)	315	49
H22	250	⇒ 中学3年生	294	44
H23	256	⇒ 中学2年生	335	79
H24	289	⇒ 中学1年生	348	59
H25	253	⇒ 小学6年生	322	69
H26	269	⇒ 小学5年生	335	66
H27	249	⇒ 小学4年生	332	83
H28	270	⇒ 小学3年生	326	56
H29	274	⇒ 小学2年生	348	74
H30	313	⇒ 小学1年生	375	62
R1	300			
R2	272			
R3	309			
R4	298			
R5	313			
R6	289			

（※）高校生の生徒数は住民基本台帳から算出した推計値です。

・平成30（2018）年を基準に出生数に比べ市内児童数が上回っており子どもを持った転入者が増加している。

出典：住民基本台帳
(基準日：各年3月31日)

○第1次かほく市総合計画より引き続き取り組んでいる施策など

◆移住・定住促進への取り組み

- ・若者マイホーム取得奨励金（H22）
- ・新婚さん住まい応援事業（H23）
- ・UIJ ターン住まい、かほく市移住支援等

◆観光資源の魅力発信

- ・道の駅高松リニューアル
- ・西田幾多郎記念哲学館
- ～哲学の杜ライトアップ事業～

◆結婚・出産・子育てへの取り組み

- ・不妊治療費助成の拡充・不育治療費助成制度の創設（H23）
- ・子ども医療費助成の拡充（H23）
(H28診療分より窓口負担の無料化)
- ・赤ちゃんすぐすぐ応援事業（H19）R4に拡充
- ・幼保無償化に伴う3～5歳児副食費無償化（R1）

◆特色ある教育体制の充実

- ・全学年35人学級を導入
- ・コミュニティ・スクールを県内で一早く導入

◆農産物の付加価値向上への取り組み

- ・地域農産物ブランド化推進事業
- ・かほく市特産品ブランド認証制度

◆地域公共交通の取り組み

- ・市営バスの継続運行
- ・福祉巡回バスの導入

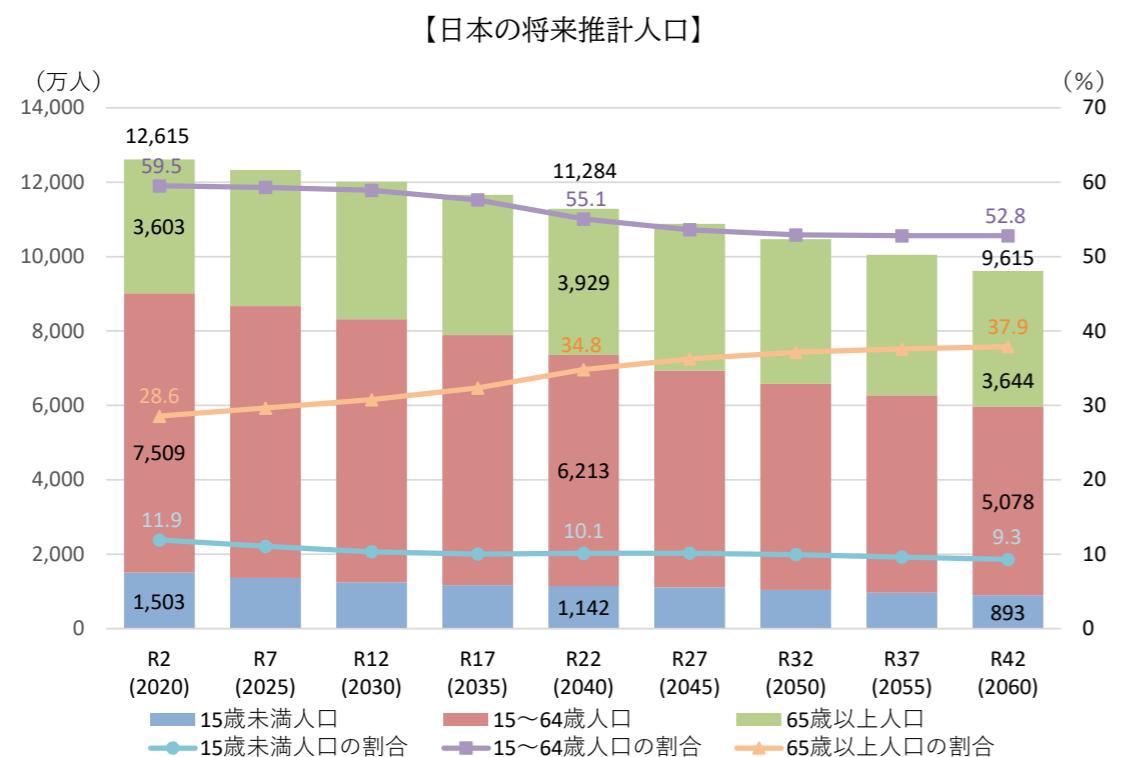
4 かほく市を取り巻く社会動向

近年の全国的な動向や本市を取り巻く社会情勢の変化について、次のように整理します。

1) 人口減少と少子高齢化社会の到来

日本の総人口は、平成 20（2008）年の約 1 億 2,800 万人をピークに減少が続いている。令和 42（2060）年には人口が 1 億人を下回ると予測されています。さらに、高齢化率も年々上昇しており、同じく令和 42（2060）年には、高齢化率が約 4 割に達すると予測されています。人口減少および少子高齢化によって、令和 32（2050）年には現在の居住地域の 6 割以上で人口が半分以下になると予測され、約 2 割は人が住まなくなる（無居住化）と予測されています。

本市では、直近 5 年間では社会増によって人口は増加していますが、自然動態は依然として自然減が続いている。今後は全国と同じように人口が減少していくことが予想され、少子高齢化の進行も深刻化していくと考えられます。



2) 大規模災害への備え

近年、東日本大震災はじめとした地震や台風、豪雨による洪水や土砂災害、火山活動等の自然災害が頻発しています。石川県内においても、令和 6 年能登半島地震や奥能登豪雨等、過去にない大災害が連続して発生し、大きな被害を受けました。これらを契機に、防災に対する意識や対策への関心がより高まっており、住民同士の助け合い・支え合いなど、災害時における地域コミュニティの重要性が増しています。

本市では、令和 6 年能登半島地震により、液状化現象が市の南部で発生するなどの甚大な被害を受け、そこからの復旧・復興が進められているほか、「防災アプリ」の運用が開始されるなど、防災・減災に向けた取り組みが進められています。

3) 地球規模の環境問題とカーボンニュートラルに向けた動き

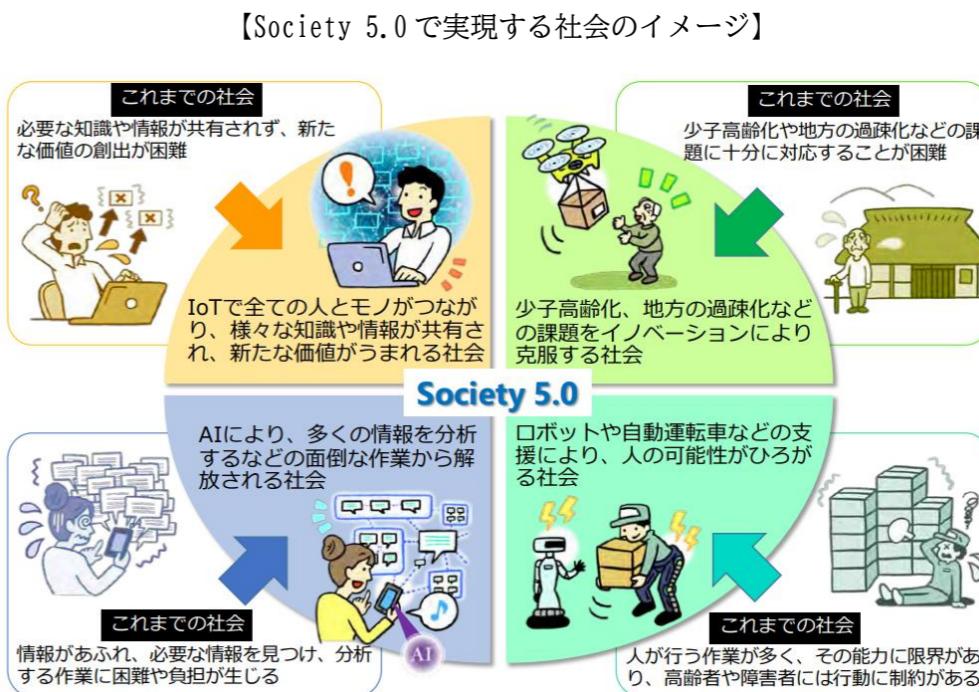
地球温暖化の進行や森林火災、生態系の破壊といった環境問題は、地球規模での大きな課題となっています。再生可能エネルギーの導入等を行い、温室効果ガスの排出を削減とともに、植林等を行い、温室効果ガスの吸収を進めることで、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「カーボンニュートラル」の実現に向けた動きが国際的に広まっています。我が国においても、令和 2（2020）年 10 月に「2050 年までにカーボンニュートラルの実現を目指す」と宣言し、主に産業・エネルギー分野を中心として、温室効果ガス削減に向けた取り組みが進められています。

本市では、令和 4（2022）年 2 月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050 年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを目指して、再生可能エネルギーの導入やごみの削減などの、環境負荷が小さいライフスタイル・ビジネススタイルへの転換に向けた取り組みを進めています。

4) デジタル化の急速な進展

近年、AI 技術や IoT、5G 通信等の普及により、リモートワークや遠隔医療、スマート家電など、日常の様々な場面での、デジタル技術の活用が進みつつあります。国は、このような技術革新が進むことにより、仮想空間と現実空間が結びつき、経済発展と社会課題の解決を両立する、人間中心の新たな未来社会（Society 5.0）を実現することを目指しています。また、令和 4（2022）年 12 月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を定め、デジタル技術を活用して地方が抱える問題を解決し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指し、取り組みを進めています。一方で、デジタル技術を活用できる人と活用できない人の間での格差（デジタルデバイド）の発生や、個人情報の流出などのリスクの増大が懸念されています。

本市では、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、令和 7（2025）年 3 月に「かほく市デジタル田園都市構想総合戦略」を策定し、地域の課題解決のための様々な取り組みを、デジタル実装により実現することを目指しています。



※内閣府「Society 5.0『科学技術イノベーションが拓く新たな社会』」説明資料

5) インフラの老朽化と更新

現在、我々の生活を支えている道路や上下水道、橋、トンネルなどの社会インフラは高度経済成長期に整備されたものが多く、今後20年間で、建設後50年以上が経過する施設の割合が加速度的に高くなると予測されています。こうしたインフラの老朽化を原因とする事故が近年全国的に発生しており、維持管理にかかるコストの抑制という面から見ても、不具合が起きてから対応する「事後保全」から、発生する前に予防措置を講ずる「予防保全」へ転換していくことが重要です。

本市においても、完成から相当な年数が経過したインフラ設備が多く存在し、耐用年数を超えたインフラ設備の数が、今後さらに増えていくことが予想され、インフラ設備の更新費用の増大も懸念されます。

6) 値値観・ライフスタイルの多様化

成長社会から成熟社会を迎えるにあたり、経済的な豊かさよりも心の豊かさを重視する意識の変化が進み、ジェンダーや結婚観、多文化共生等に対する価値観の変化やライフスタイルの多様化が進んでおり、個人の価値観・ライフスタイルに応じた柔軟な選択が可能となるまちづくりが求められています。また、新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴うテレワークやリモート会議などの急速な普及により、東京一極集中の流れが一時的に緩和され、地方への移住への関心が高まりました。近年は再び東京圏への人口流入が増加傾向にあるものの、働き方や暮らし方の多様化は進み、地方移住や二拠点生活といった新たな選択肢も広がっています。

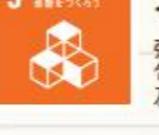
本市においても、移住者に対する補助金や支援金制度を設けており、都市部からの移住者を受け入れる体制が整えられています。

7) 世界が共通して取り組む SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（持続可能な開発目標）は、令和12（2030）年までに持続可能で多様性のある社会を実現することを目指して、経済・社会・環境など、世界の課題を解決するための17の目標と169のターゲットを定めたものです。「誰ひとり取り残されない」ことを基本理念として、貧困問題の解決、質の高い教育環境の確保、地球環境の保全など、様々な取り組みを世界各国で協力して行っています。国は、平成28（2016）年12月に「SDGs実施指針」を策定しており、SDGsの全国的な実施のために、広く全国の地方公共団体やその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取り組みの推進が不可欠であるとしています。

本市においても、令和5（2023）年11月に「かほく市SDGsアクションプラン2023」を策定し、市民や企業、団体等の地域の多様なステークホルダー（利害関係者）と連携し、SDGsの達成に向けて様々な取り組みを進めることとしています。

【SDGsの17のゴール】

目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる 	目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する 
目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 	目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 
目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う 	目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 
目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する 	目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する 
目標9【インフラ、产业化、イノベーション】 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な产业化の促進及びイノベーションの推進を図る 	目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する 
目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する 	目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する 
目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 	目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 
目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の經營、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 	目標16【平和】 持続可能な開発のための平和と包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する 
目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 	

出典：外務省「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」

5 市民意識調查

本市では、市民のまちづくりに対する意見や考え方を把握するため、令和6（2024）年に市民アンケートおよび高校生アンケートを実施しました。

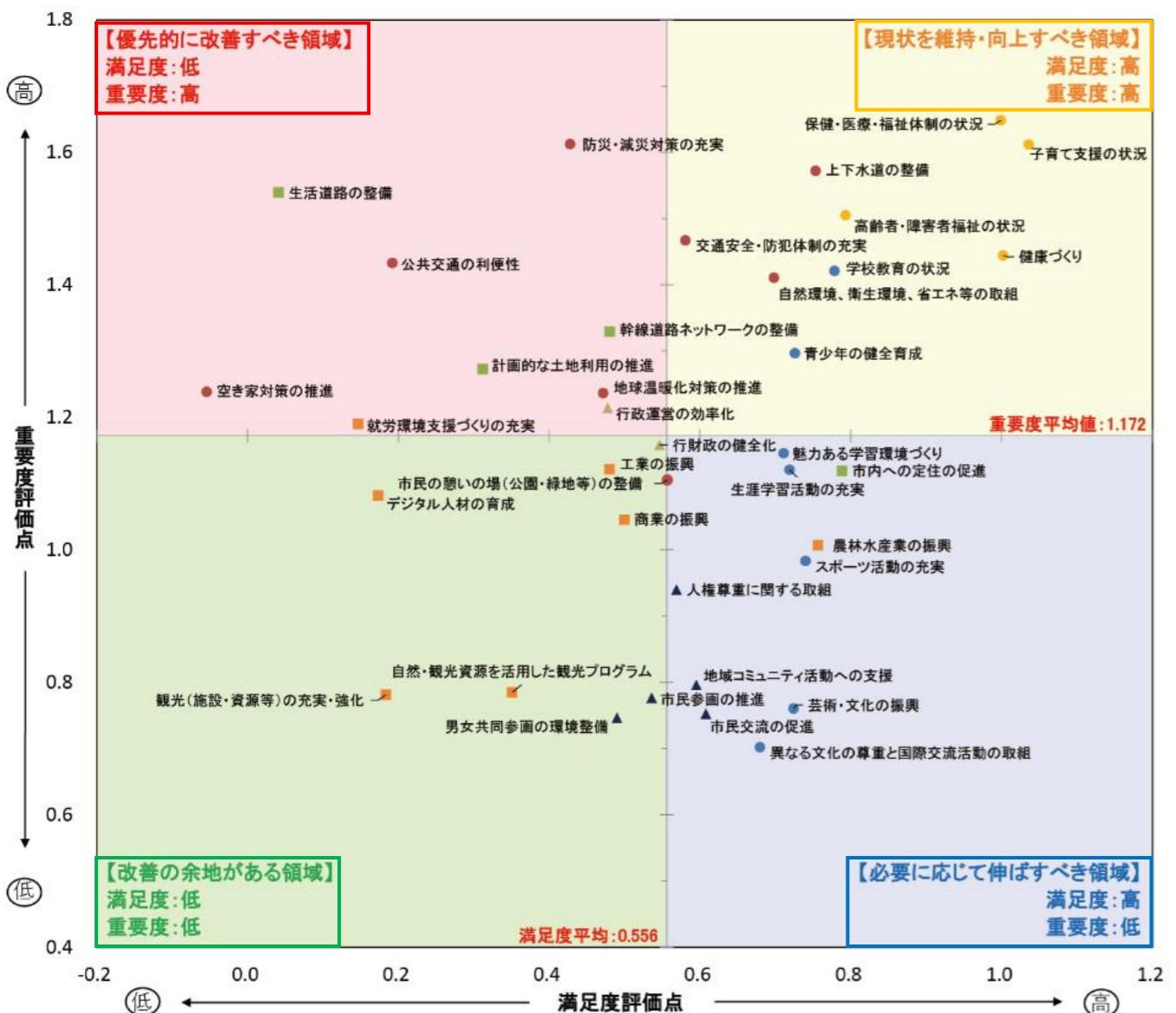
1) 調査概要

	市民アンケート	高校生アンケート
対象者	市内の 18 歳以上の住民 (3,000 名)	市内の高校生 (908 名)
調査期間	令和 6 (2024) 年 9 月 4 日～令和 6 (2024) 年 9 月 27 日	
回収数	1,068 名	270 名
回収率	35.6%	29.7%

2) 市民アンケートの調査結果

(1) 施策の満足度・重要度

【満足度・重要度グラフ】



※満足度は、「満足」+2点、「やや満足」+1点、「やや不満」-1点、「不満」-2点とした加重平均

※重要度は、「重要」 + 2 点、「まあ重要」 + 1 点、「あまり重要でない」 - 1 点、「重要でない」 - 2 点とした加重平均

【満足度・重要度の点数一覧】

			満足度	重要度				満足度	重要度
健 康 ・ 福 祉	1	保健・医療・福祉体制の状況	1.00	1.65	都 市 基 盤	20	計画的な土地利用の推進	0.31	1.27
	2	高齢者・障害者福祉の状況	0.79	1.50		21	幹線道路ネットワークの整備	0.48	1.33
	3	子育て支援の状況	1.04	1.61		22	生活道路の整備	0.04	1.54
	4	健康づくり	1.00	1.44		23	市内への定住の促進	0.79	1.12
教 育 ・ 文 化	5	学校教育の状況	0.78	1.42	産 業 振 興	24	農林水産業の振興	0.76	1.01
	6	青少年の健全育成	0.73	1.30		25	商業の振興	0.50	1.05
	7	生涯学習活動の充実	0.72	1.12		26	工業の振興	0.48	1.12
	8	芸術・文化の振興	0.72	0.76		27	自然・観光資源を活用した観光プログラム	0.35	0.78
	9	スポーツ活動の充実	0.74	0.98		28	観光(施設・資源等)の充実・強化	0.18	0.78
	10	魅力ある学習環境づくり	0.71	1.15		29	就労環境支援づくりの充実	0.15	1.19
	11	異なる文化の尊重と国際交流活動の取組	0.68	0.70		30	デジタル人材の育成	0.17	1.08
生 活 環 境	12	公共交通の利便性	0.19	1.43	連 住 ・ 携 民 ・ 参 加 ・ 行 財 政	31	市民交流の促進	0.61	0.75
	13	自然環境、衛生環境、省エネ等の取組	0.70	1.41		32	地域コミュニティ活動への支援	0.60	0.80
	14	地球温暖化対策の推進	0.47	1.24		33	市民参画の推進	0.54	0.78
	15	空き家対策の推進	-0.05	1.24		34	男女共同参画の環境整備	0.49	0.75
	16	防災・減災対策の充実	0.43	1.61		35	人権尊重に関する取組	0.57	0.94
	17	交通安全・防犯体制の充実	0.58	1.47		36	行政運営の効率化	0.48	1.21
	18	市民のいこいの場(公園・緑地等)の整備	0.56	1.11		37	行財政の健全化	0.55	1.16
	19	上下水道の整備	0.75	1.57		市の行政サービス全般に対する総合評価		0.75	-

「生活道路の整備」「公共交通の利便性」等の交通インフラの項目や、「防災・減災対策の充実」、「計画的な土地利用の推進」、「就労環境支援づくりの充実」「地球温暖化対策の推進」は、重要度が高いが満足度が低く、優先的な改善が必要な項目となっています。

「空き家対策の推進」は満足度がマイナスとなっており、重要度も比較的高いため、早急な改善が必要と考えられます。

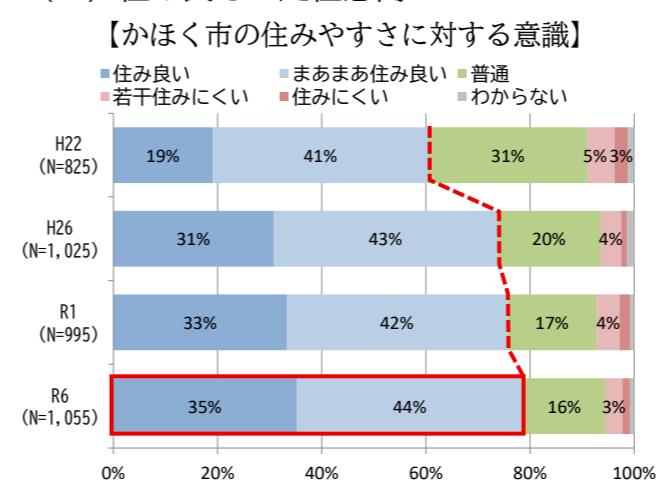
【R1調査と今回調査の満足度・重要度の増減】

満足度増減	大分類	No	小分類	重要度増減
0.29	産業振興	25	商業の振興	-0.01
0.20	産業振興	26	工業の振興	-0.03
0.14	生活環境	18	市民のいこいの場(公園・緑地等)の整備	0.05
0.12	産業振興	27	自然・観光資源を活用した観光プログラム	0.09
0.10	行財政	37	行財政の健全化	0.15
0.10	教育・文化	11	異なる文化の尊重と国際交流活動の取組	0.06
0.09	教育・文化	5	学校教育の状況	-0.05
0.09	教育・文化	10	魅力ある学習環境づくり	0.02
0.08	都市基盤	20	計画的な土地利用の推進	0.08
0.07	産業振興	29	就労環境支援づくりの充実	-0.01
0.06	教育・文化	8	芸術・文化の振興	0.04
0.05	産業振興	28	観光(施設・資源等)の充実・強化	0.09
0.04	教育・文化	9	スポーツ活動の充実	0.04
0.04	教育・文化	6	青少年の健全育成	-0.05
0.03	教育・文化	7	生涯学習活動の充実	0.06
0.03	健康・福祉	4	健康づくり	-0.01
0.03	生活環境	13	自然環境、衛生環境、省エネ等の取組	-0.05
0.03	住民参加・連携・交流	35	人権尊重に関する取組	0.14
0.02	都市基盤	23	市内への定住の促進	0.06
0.02	健康・福祉	3	子育て支援の状況	0.00
0.01	生活環境	17	交通安全・防犯体制の充実	-0.01
0.01	生活環境	12	公共交通の利便性	-0.01
0.01	健康・福祉	2	高齢者・障害者福祉の状況	-0.10
0.00	産業振興	24	農林水産業の振興	0.11
0.00	都市基盤	22	生活道路の整備	0.09
-0.01	健康・福祉	1	保健・医療・福祉体制の状況	-0.03
-0.01	行財政	36	行政運営の効率化	0.26
-0.01	住民参加・連携・交流	32	地域コミュニティ活動への支援	0.05
-0.02	都市基盤	21	幹線道路ネットワークの整備	0.18
-0.02	住民参加・連携・交流	34	男女共同参画の環境整備	0.21
-0.02	住民参加・連携・交流	31	市民交流の促進	0.12
-0.19	生活環境	16	防災・減災対策の充実	0.09
-0.21	生活環境	19	上下水道の整備	0.10
R6からの小分類				

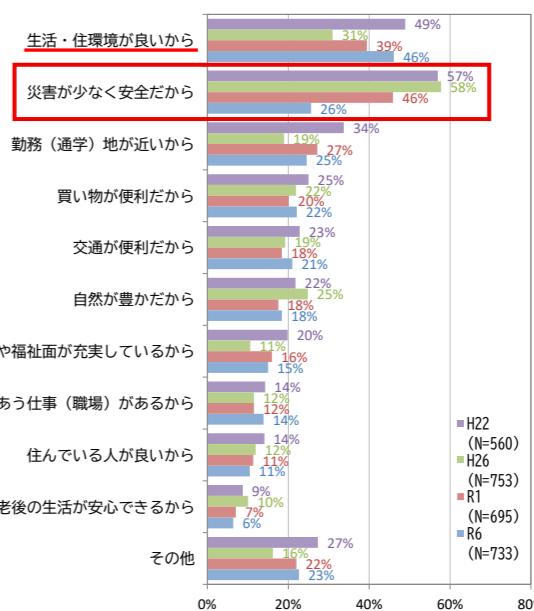
令和6（2024）年の能登半島地震や令和5（2023）年の断水被害により、「防災・減災対策の充実」「上下水道の整備」の満足度が令和元（2019）年調査から減少していると考えられます。

行財政に関する項目や、「男女共同参画の環境整備」の重要度が令和元（2019）年調査から増加しており、行財政や男女共同参画に対する市民の関心が高まっていると考えられます。

(2) 住み良さと定住意向



【かほく市に将来も住み続ける理由】

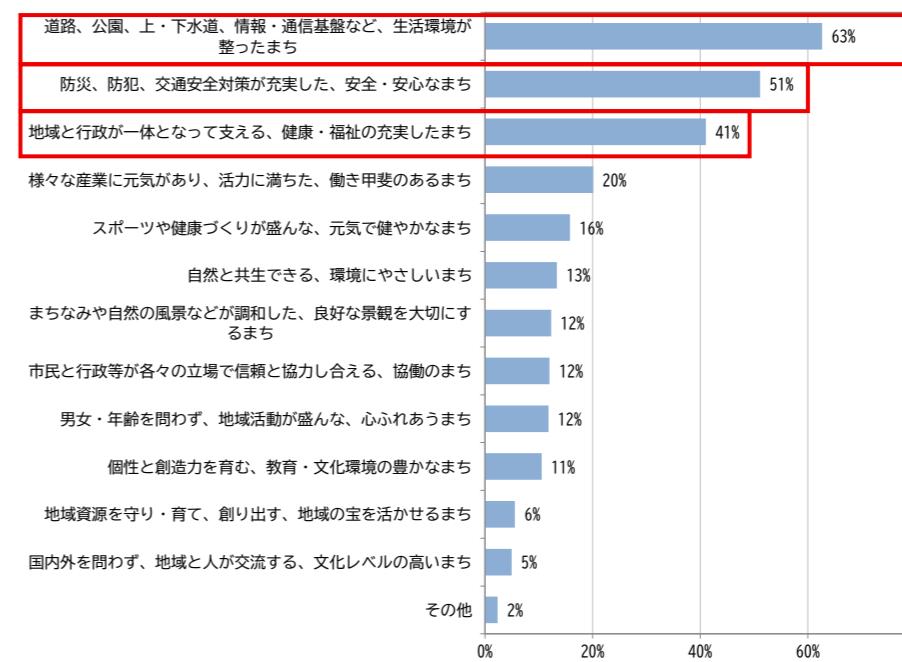


「住み良い」「まあまあ住み良い」の合計の割合が過去調査から増加しています。

本市に将来も住み続ける理由として、「災害が少なく安全だから」の割合が過去調査から減少しており、令和6年能登半島地震の影響がうかがえます。

(3) 目指すべき将来像

【かほく市が目指すべき将来像】

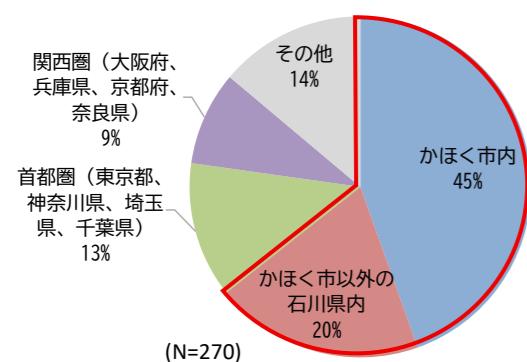


求められる将来像として、「生活環境が整ったまち」「安全安心なまち」「健康福祉の充実したまち」の割合が高くなっています。「生活環境」「安全・安心」「健康・福祉」がまちづくりの重要なキーワードと考えられます。

3) 高校生アンケートの調査結果

(1) 卒業後の定住意向・Uターン意向

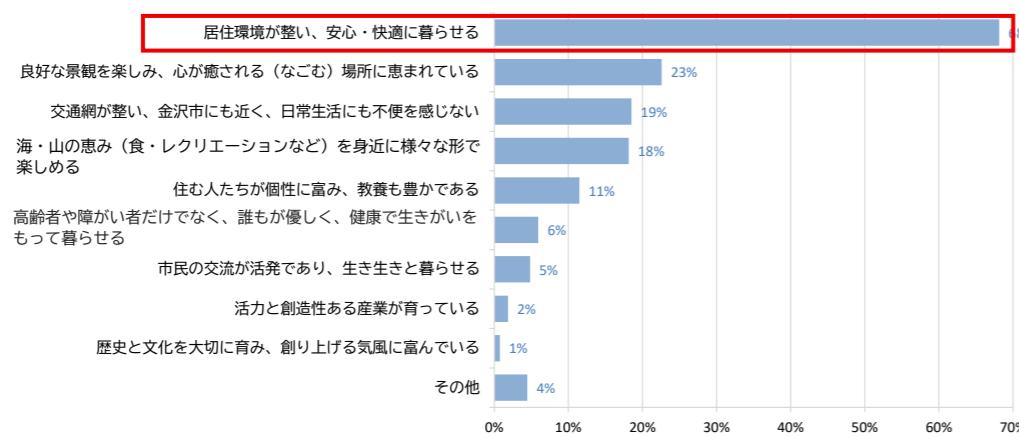
【卒業後の希望居住地】



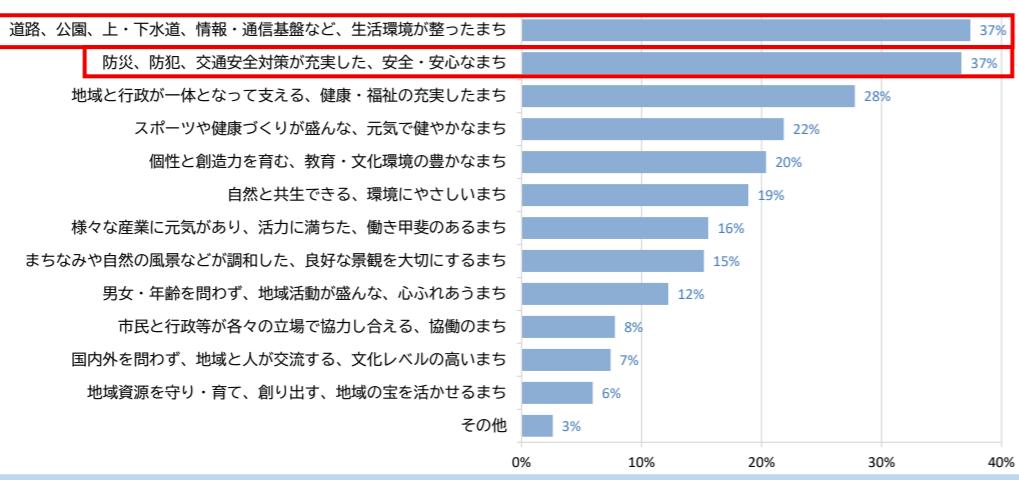
市内居住希望者 (45%) を含め、65%が県内居住を希望しており、市外居住希望者のうち、52%がかほく市へのUターンを希望しています。

(2) かほく市の魅力と将来のあり方

【かほく市の自慢できるところ】



【かほく市が目指すべき将来像】



居住環境の良さが若者にとってのかほく市の魅力であると考えられます。

目指すべき将来像として、「生活環境が整ったまち」「安全・安心なまち」の割合が高くなっています。「生活環境」「安全・安心」がまちづくりの重要なキーワードと考えられます。

4) アンケートの考察

(1) 令和6年能登半島地震の影響について

○本市に住んでいる理由として、「災害が少なく安全だから」の割合が減少した。

○「防災・減災対策の充実」の満足度が低く重要度が高い。

○「防災・減災対策の充実」の満足度が減少した。

○目指すべき将来像において「生活環境が整ったまち」「安全・安心なまち」の割合が高い。

- ・令和6年能登半島地震の影響で、市民は災害リスクに不安を覚えているため、安心して住み続けられる都市づくりが必要。
- ・令和6年能登半島地震を踏まえて、市民は本市の防災・減災対策を不十分だと考えており、防災・減災対策のさらなる充実が必要。

(2) 生活環境の保全と基盤整備

○本市の自慢できるところとして、「居住環境が整い、安心・快適に暮らせる」の割合が最も高い。

○本市を住み良いと考えている市民の割合が増加。

○「空き家対策の推進」の満足度はマイナスで、他の施策と比べても低い値となっている。

○「生活道路の整備」や「公共交通の利便性」等の交通インフラの項目の満足度が低く重要度が高い。

- ・本市の生活環境は年々整ってきており、住みやすさも向上している
- ・市民は本市の空き家対策を不十分だと考えており、空き家の増加による居住環境の悪化に不安を覚えているため、良好な環境づくりへの取り組みが必要。
- ・市民は市内の交通インフラに不満を抱えており、道路の整備・維持管理や、公共交通の利便性の向上が必要。

(3) 若者の定住と雇用の創出（高校生アンケートの結果より）

○卒業後に市内での居住を希望する割合は45%、残りの55%は市外・県外での居住を希望している。

○市外居住の希望者の中で、将来的に本市へのUターンを希望している割合は52%

○市内での居住を希望しない理由として、市内の進学・就職先の不足や、やりたいことがかほく市にはないことが挙げられる。

- ・全体のうち約74% ($45\% + 55\% \times 52\%$) が将来的に市内での居住を希望しており、本市の高校生は一定の定住意向を持っているため、将来的な流出抑制、Uターン等促進が必要。
- ・本市の高校生は市内の就職先や希望職種の不足を感じていることから、新たな雇用の創出が若者の定住につながることを踏まえた取り組みが必要。

6 まちづくりの課題

かほく市を取り巻く社会動向、市民アンケートなどの意見を踏まえ、本市におけるまちづくりの課題を次のように整理します。

1) 持続的成長と地域特徴を活かしたまちづくり

多くの自治体が人口減少対策に苦慮している中、本市では10年連続（各年度末住民基本台帳数値）で人口が増加し、まちの成長が続いている。

この成長は、定住促進や子育て支援を施策の中心に据え、ハード面とソフト面を組み合わせた総合的な取り組みを進めてきたことによるものであり、「住みやすく、子育てにやさしいまち」が形成され、若い世代が本市でマイホームを持つなど、新しい生活の場として選ばれています。

加えて、都市機能を充実させるインフラ整備や、「生きる力」を育む教育活動、安心して学べる学校環境の整備、大型商業施設の進出による生活利便性の向上なども成長を支える重要な要因です。

一方で、近年の物価高騰など社会情勢が急速に変化しており、今後もまちの成長を持続するためには、地域の特色を活かしたまちづくりをより一層深めていく必要があります。

2) 住み良さを支える生活基盤と地域産業の強化

市民が感じている本市の「住み良さ」を将来にわたって持続するためには、居住環境をはじめとする生活基盤の保全と、道路整備など暮らしを支える環境の充実や地域経済を支える産業振興の取り組みをさらに深化させる必要があります。併せて、令和6年の能登半島地震の対応で得た教訓を踏まえ、防災・減災対策を一層強化することが求められます。

また、高校生をはじめとする就学世代が抱く、将来の本市への居住意向やUターン意向といった市への愛着を持续・醸成するためには、雇用の維持・創出を通じた地域産業の振興と強化が必要です。

3) 人口減少社会を見据えた持続可能なまちづくり

本市の成長と発展は、堅調な社会増加を背景に続いているが、中長期的には人口減少が進行し、人口構造が大きく変化することが見込まれます。

人口減少に伴う生産年齢人口の減少は、労働力の不足や競争力の低下を招き、また高齢者の割合が増えることで、医療や介護を中心とした社会保障費の負担が増大し、さまざまな課題が顕在化するため、これらの課題に的確に対応していくことが重要です。

その上で、子どもから高齢者まで、全ての人が健やかに暮らし続けられるかほく市の実現を目指すことが求められます。

4) 次世代につなぐまちづくりと地域資源の活用

市の住み良さを維持するだけでなく、次の世代へ確実につなぐために、既成市街地では利便性の高い生活環境を整備し、郊外部では長期的に持続可能な暮らしを支える仕組みをつくることが必要です。都市構造や交通ネットワークの再編・強化を図り、今後増加が見込まれる空き家については発生抑制や利活用、跡地利用を進めるなど、空き家対策を一層強化する取り組みが求められます。

併せて、本市ならではの地域資源を活性化の核とし、「ここでしか体験できない」空間やプログラムの創出・提供を積極的に進めることも重要です。観光や産業振興などの各分野で地域の特色を生かすことで、まちの魅力を高め、持続可能な地域経済の基盤を築いていくことが求められます。

5) 社会動向など変化への対応力

社会情勢の急速な変化に対応し、状況に応じて適切かつ効果的な施策を実施することが求められます。本市が有する資源を最大限に活用し、不断に見直しを行いながら持続的な成長につなげていくことが重要です。

第2編 基本構想

- 1 まちの将来像
- 2 重点戦略・横断的戦略
- 3 施策の体系
- 4 将来指標の見通し
- 5 将来都市構造

1 まちの将来像

1) 基本理念

『海とみどりに抱かれた、魅力と活力あふれるまち』 ～「住みたい」「住み続けたい」、未来輝くまち かほく～

本市はこれまで、恵まれた自然の下で、さらなるにぎわいと発展を目指していくために、「人」が市にとっての財産であり、まちづくりのすべてのエネルギーの源流である」という考え方のもと、「『海とみどりに抱かれた、にぎわいあふれるまち』～人が集い、人を育み、そして発展を続けるまち～」を基本理念にまちづくりを進めてきました。

定住人口・交流人口の拡大や、将来を担う人材の育成などの「人づくり」を進めていくことで、市にとってかけがえのない財産である「人」を守り、地域の活力を維持し続けていくことができます。

また、地震や水害などの自然災害の発生に備えて、安全・安心なまちづくりを進めることは、そこに住む「人」を守ることになります。住み良いまちにしていくことで、本市に「住みたい」「住み続けたい」と思う「人」が増え、地域の活力の創出にもつながります。

そこで、本市におけるかけがえのない財産である「人」を呼び込み、育てるとともに、安全・安心なまちづくりを進めることで、地域の活力を生み出し、本市が将来にわたって成長していくという考えをもとに、市民の幸福を将来においても維持していくことを目指して基本理念を定めます。

基本理念に込められた意味

海とみどりに抱かれた	かほく市民憲章の文言を引用し、豊かな自然を持つ郷土を愛し、守り続けていくことを表しています。
魅力と活力あふれるまち	市民が誇りと愛着を持ち、訪れる人にとっても行きたい・住みたいと思えるような魅力と、地域が元気で前向きに発展していく力に満ちているまちを表現しています。
「住みたい」「住み続けたい」	本市に暮らす満足と安心、そして長く住み続ける中で育まれる愛着と誇りを表しています。
未来輝くまち かほく	本市が将来に向けて発展し、市民一人ひとりが希望を持って暮らせるまちづくりを目指すことを表しています。

2) 基本目標

基本理念を実現するために次のとおり4つの基本目標を定め、まちづくりを展開します。

基本目標1：もっと住み良く、守り育む、安全・安心なまち (復興・再建・健康・福祉・子育て・教育・安全・安心)

取り組み姿勢：子どもからお年寄りまで、全ての世代が健康で安心して暮らせる社会を実現し、災害や犯罪から市民の安全を守ります。安心して子どもを産み、育てられるような環境づくりを進め、子育て世代や若者の定住を促進し、利便性・快適性を感じながらいきいきと生活できる環境を整備していきます。

基本目標2：人・まち・自然を次世代へつなぎ、魅力あふれるまち (文化・インフラ・環境・人づくり)

取り組み姿勢：かほく市ならではの歴史や文化を大切にし、次世代に引き継いでいきます。まちの基盤となるインフラや市民の足となる公共交通を維持し、将来にわたって安心して暮らせるまちを守りついでいきます。また、国際的なつながりを深め、世界に通用する人材の育成を進めています。

基本目標3：元気な地域と笑顔を創る、活力とにぎわいのあるまち (産業・交流・スポーツ・文化)

取り組み姿勢：既存の産業が活性化し、新たな産業が生まれ、安定した雇用が創出されるまちづくりを推進します。観光振興やスポーツ振興を進めることで、市内外からの交流が活発に行われ、地域全体ににぎわいと活力を生み出していくきます。また、様々な文化や価値観を受け入れ、多様性を尊重し、誰もが笑顔になれる地域づくりを進めていきます。

基本目標4：水と緑とともに暮らせる、快適でうるおいがあるまち (環境・交流・地域づくり・人づくり)

取り組み姿勢：恵まれた自然環境と共生し、水と緑の豊かな環境を守り育て、快適で安心して暮らせる生活基盤の充実を図ります。さらに地域資源を活かした交流やにぎわいを創出し、心にうるおいと活力のあるまちの実現を目指します。

2 重点戦略・横断的戦略

本市は、令和6年能登半島地震からの復旧・復興を基盤としつつ、持続可能なまちづくりと人口減少社会に対応した活力ある「かほく市」を目指します。

また、市民、地域団体、事業者、行政が一体となり、それぞれの強みを活かしながら、「海とみどりに抱かれた、魅力と活力あふれるまち～「住みたい」「住み続けたい」、未来輝くまち　かほく～」の実現を目指すため、基本目標に基づき、市政の課題に取り組むための9つの重点戦略と3つの横断的戦略を設けます。

1) 重点戦略

本市が取り組む施策を9つの分野に分け、それぞれの施策の方向性を以下に示します。

① 災害に強いまちづくり（復興・再建）

令和6年能登半島地震からの復旧・復興を最優先課題とし、暮らし・住まいの再建や、インフラの早期復旧を進めるとともに、地域産業の再建を推進し、単なる原状回復に留まらない、持続可能な地域社会を再構築し、以前よりも良い状態にしていく「創造的復興」に向けたまちづくりを目指します。



② 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり（健康・福祉）

高齢化が進む中で、市民が住み慣れた地域で健康で安心な暮らしを続けられるよう、地域に密着した保健・医療体制の充実と、高齢者・障害福祉の充実、市民の健康づくりの推進を図り、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めます。



③ 子どもも大人も共に学び育つまちづくり（子育て・教育）

結婚・出産・子育てに対する支援を進め、安心して子どもを産み、育てられる環境を整備することで子育て世代の定住を促します。さらに、学校教育・地域教育の充実や循環型生涯学習の推進を図ることで、子どもたちが心豊かに成長できる環境を整備し、本市の未来を担う人づくりを進めます。



④ 市民が安全・安心に暮らせるまちづくり（安全・安心）

令和6年能登半島地震の教訓を活かし、市民の生命と財産を守るために、危機管理体制の強化や防災施設・設備の整備などを行い、災害に強いまちづくりを推進します。さらに、防犯体制、消防・救急体制の充実を進め、市民生活の安全・安心の確保を目指します。



⑤ 快適で機能的な都市構造のまちづくり（環境保全・インフラ）

本市が有する豊かな自然環境や快適な生活環境を保全し、道路や上下水道などの社会インフラや情報通信基盤の整備を進めることで、魅力的な景観と利便性を兼ね備えた持続可能な都市空間を形成するとともに、交流と定住の促進につなげます。



⑥ 市民の活力と交流を促進するまちづくり（スポーツ・文化）

誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境の整備や競技スポーツの支援を推進し、スポーツによる地域振興を目指すとともに、郷土の文化・芸術の発展・継承や国際交流の推進に取り組むことで、市民の健康増進や生きがいづくりを支援し、ふるさとの愛着を醸成します。



⑦ 地域資源を活かした活力あるまちづくり（産業・交流）

既存産業の強化と新たな産業の育成を進め、市内の雇用の創出を推進とともに、地域資源を活かした観光振興による交流人口の増加を通じて、地域経済の活性化を図ります。また、移住・定住の促進による定住人口の増加を目指し、地域の活力を維持していきます。



⑧ 市民が主役となるまちづくり（地域づくり・人づくり）

市民一人ひとりがまちづくりの担い手となり、多様な主体が連携・協働することで、持続可能な地域コミュニティを築きます。さらに、人権が尊重される取り組みを進め、誰もが活躍できる、多様性にあふれた地域づくりを目指します。



⑨ 持続可能な行財政の運営（行政・財政）

行政手続きの簡素化や職員の定員の適正化等により、行政サービスの向上および行政運営の効率化を図るとともに、財政の健全化と人材育成、DXの推進等を通じて、持続可能な行財政運営を実現します。



2) 横断的戦略

9つの重点戦略全てに関連する施策を横断的戦略として、以下の3つの施策を分野横断的に推進していきます。

（1）デジタル技術を活用する

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略では、地域の個性を生かしながら「デジタルの力を活用し、地方の社会課題解決や魅力向上の取り組みを加速化・深化を図るとともに、そのために必要なデジタル実装の基礎条件整備の取り組みを強力に推進」していくこととしており、それにより、誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を目指すものです。地域の課題解決のための具体的施策をデジタル実装により実現します。

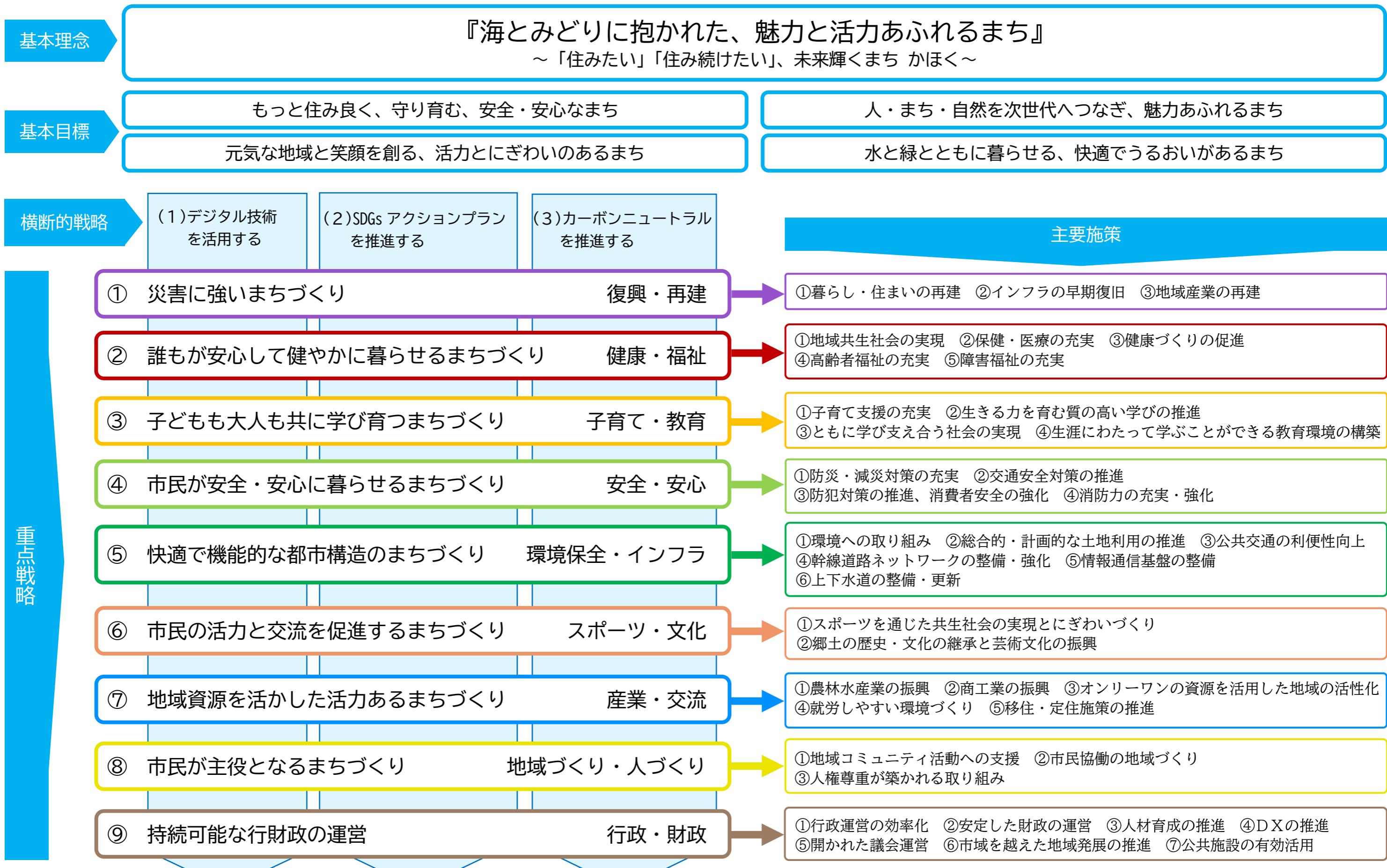
（2）SDGs アクションプランを推進する

持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題解決に総合的に取り組むものです。この SDGs の理念に沿って進めることにより、政策全体の最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取り組みの一層の充実・深化につなげることができます。このため、地方創生の推進にあたっても SDGs の理念を、積極的かつ横断的に取り入れていきます。

（3）カーボンニュートラルを推進する

近年激甚化がみられる風水害は、地球温暖化が要因であると言われており、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質的な排出量をゼロにする「カーボンニュートラル」の取り組みは、本市のみならず、地球環境の保全という視点からも非常に重要です。本市は令和4年（2022年）の「かほく市ゼロカーボンシティ宣言」により、2050年のカーボンニュートラルの実現を目指すこととしており、今後、市民・事業者・行政等が一丸となって、二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指すものとします。

3 施策の体系



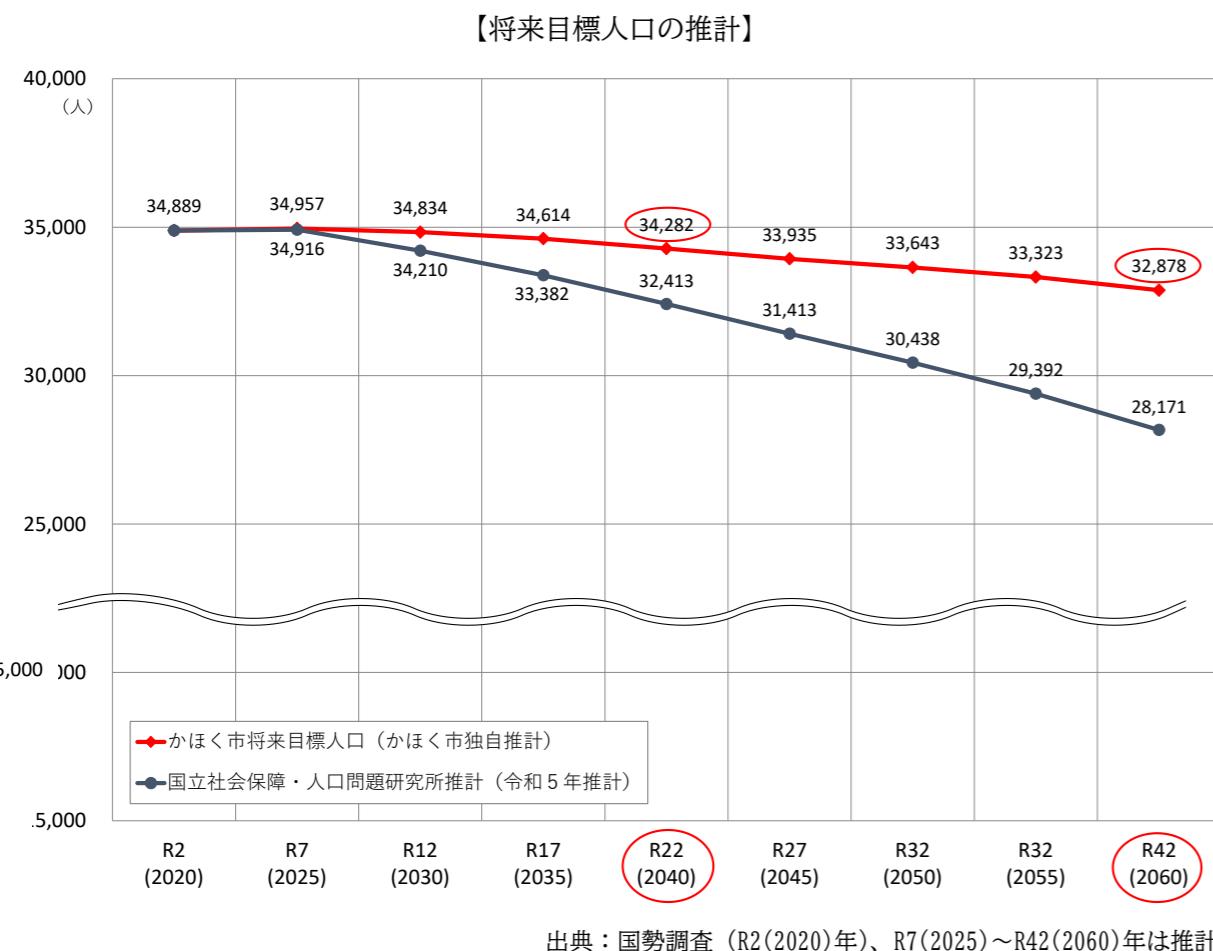
4 将来指標の見通し

1) 「人口ビジョン」「総合戦略」における目標人口

「かほく市人口ビジョン」では、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を背景として、本市における人口等の現状分析および将来推計を行っています。

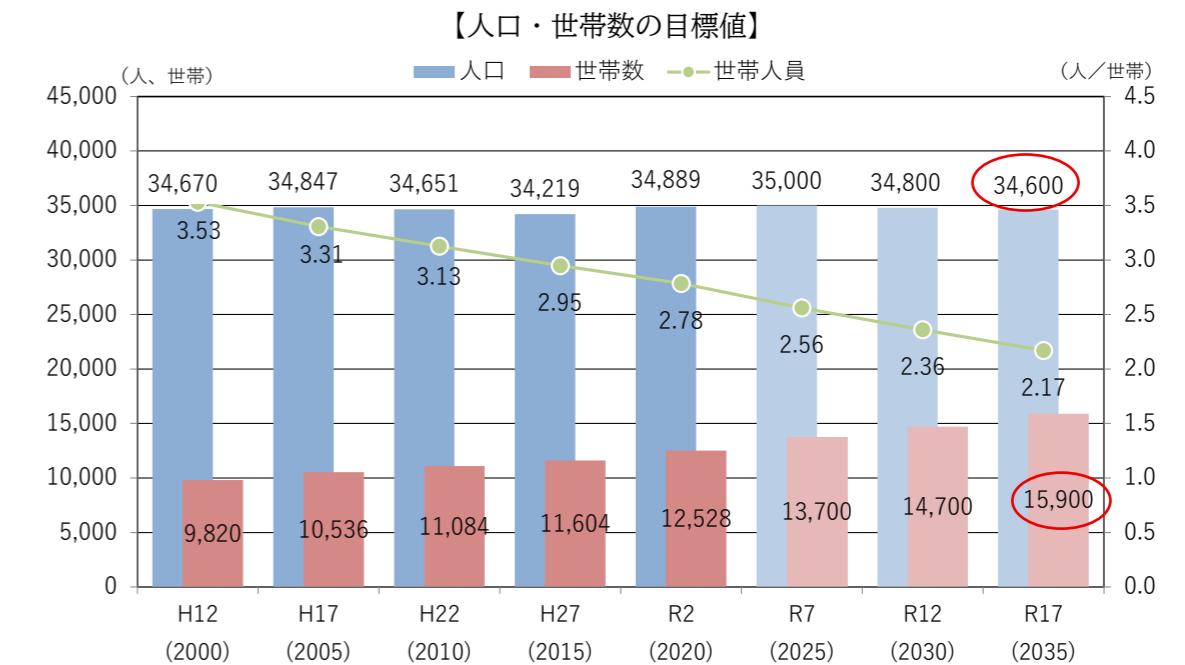
かほく市人口ビジョンで示す将来目標人口は、令和42（2060）年の将来目標人口を約32,900人と設定しており、中間目標として令和22（2040）年で約34,300人を目指すこととしています。その上で、総合計画の目標年次である令和17（2035）年の目標人口は34,614人となっています。

また、「かほく市デジタル田園都市構想総合戦略」では、交流人口の増加に関する目標（KPI）を設定しています。具体的には、令和9（2027）年度までに交流拠点となる施設の利用者数を525,000人（約10%程度の増加）と設定しています。



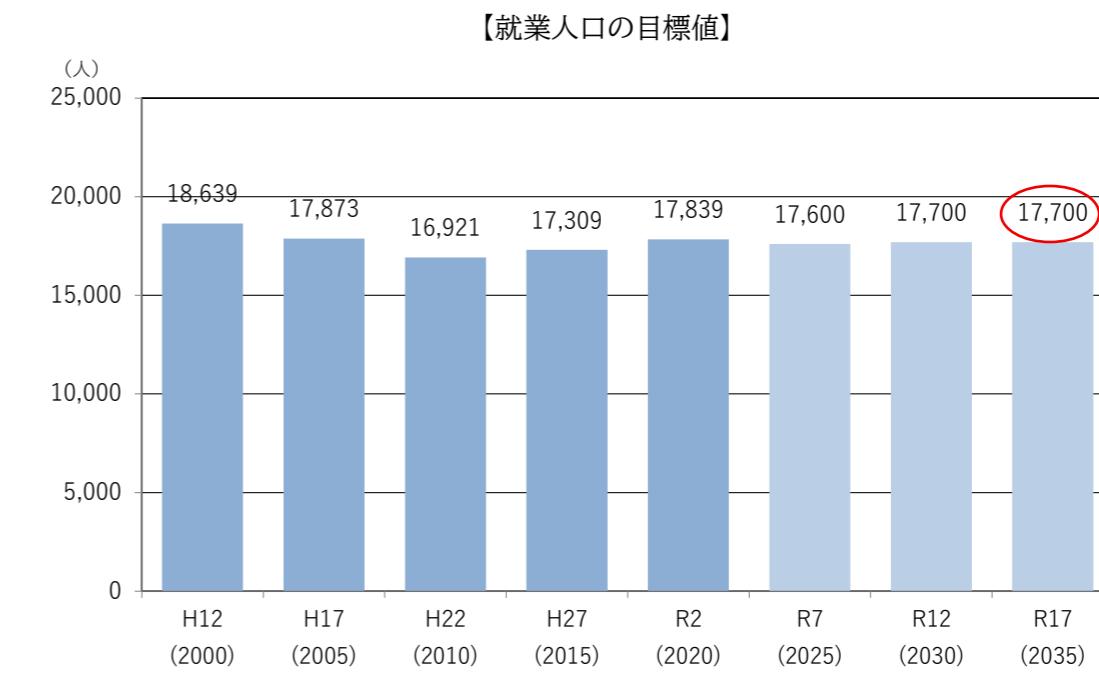
2) 人口・世帯数

人口ビジョンの目標値より、令和17（2035）年の目標人口は34,600人と設定します。また、1世帯当たりの人数は今後も減少が続くことが想定されるため、総人口に対する世帯人員より、令和17（2035）年の世帯数を15,900世帯と設定します。



3) 就業人口

就業人口は、総人口に対する就業割合より、令和17（2035）年の就業人口を17,700人と設定します。



5 将来都市構造

本市の均衡ある発展とさらなる活性化に向けて、将来における都市構造を「ゾーン」「軸」の2つの視点から位置付けます。

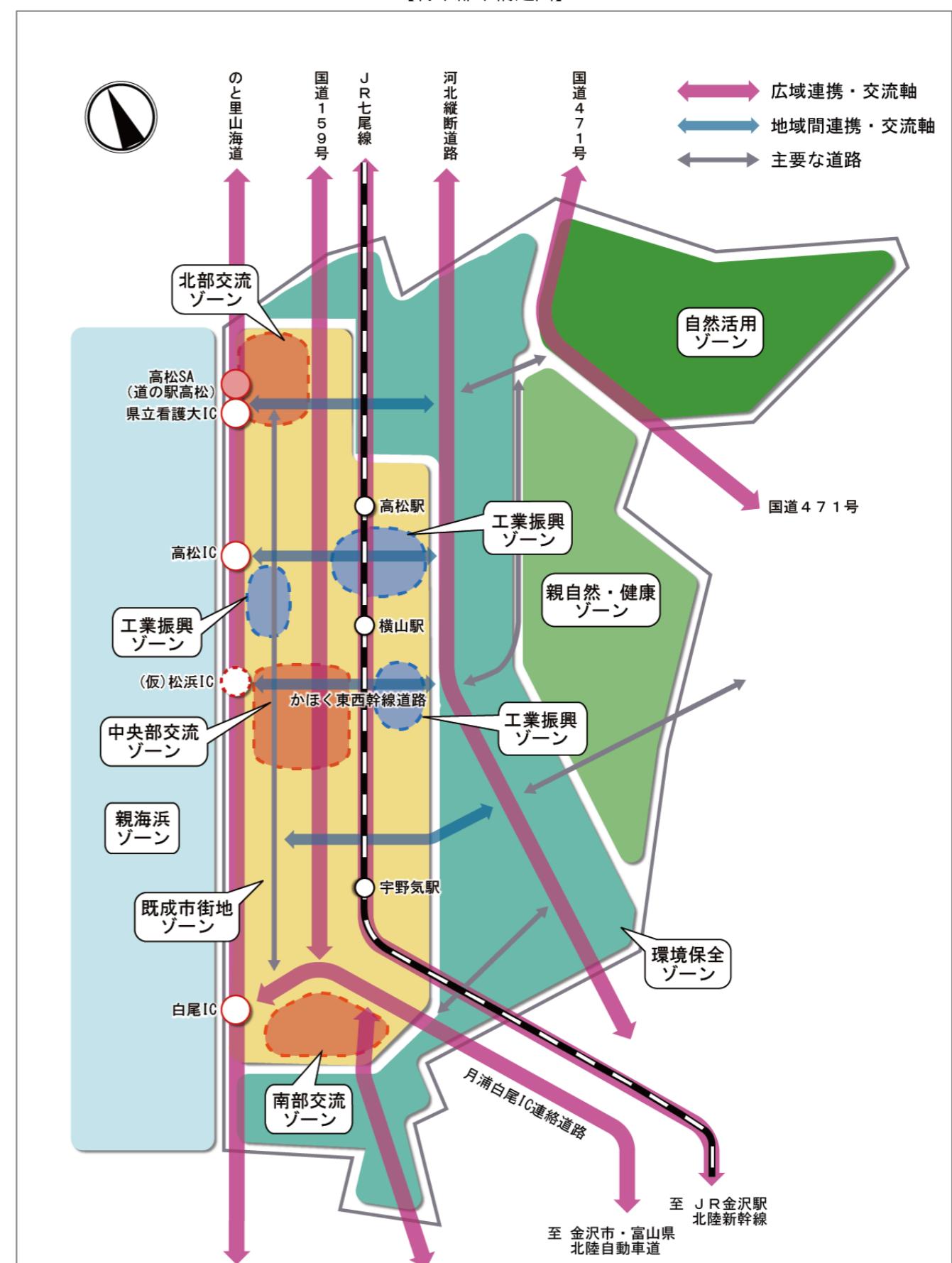
1) ゾーンの考え方

交流ゾーン	北部交流ゾーン	県立看護大インターチェンジを広域交流の結節点として、道の駅高松や石川県立看護大学を中心に「健康・福祉」「産業振興」「観光振興」をテーマに市内外の交流促進を図ります。
	中央部交流ゾーン	市の中央部を広域交流の結節点として、かほく市総合体育館を中心に「スポーツ」をテーマに市内外との交流を図ります。また、かほく東西幹線道路の整備に合わせて、新たなにぎわい創出の場として利便性の向上や交流促進を図ります。
	南部交流ゾーン	白尾インターチェンジを広域交流の結節点として、西田幾多郎記念哲学館を中心に、「歴史」「文化」をテーマにした市内外の交流を図ります。また、既存大型商業施設を中心とした、さらなる商業機能の充実や利便性向上、交流機能の集積・強化を図ります。
工業振興ゾーン		本市の産業基盤の強化と安定的な雇用創出を図るため、重点的に工場立地等を推進するエリアとします。
既成市街地ゾーン		既成市街地は、生活道路や生活基盤の整備促進や産業振興、商業活性化等を進めるとともに、既存施設の有効活用を図ります。また、定住確保の受け皿として、居住地環境の充実を図ります。
環境保全ゾーン		工業地などが点在する既成市街地の周辺地域においては、景観、環境面に配慮しつつ、環境保全型農業や新たな工業立地を推進します。また、広域連携・交流軸の沿線については、適正な沿道サービス施設の立地誘導
親自然・健康ゾーン		大規模な公園やスポーツ施設が存在し、かつ自然が豊富な丘陵地は、今後もスポーツ・レクリエーションの振興とともに、自然に親しむ地域として活用します。
自然活用ゾーン		本市の重要な自然環境を有する地域として、今後とも積極的な自然環境の保全とともに、自然とふれあい、心と身体の健康を増進させる場として活用します。
親海浜ゾーン		本市が南北に長く接する海岸沿いの地域は、海に親しみ、憩い・レクリエーションを楽しむ海浜エリアとして、景観の保全を図りつつ、環境に配慮した利用を促進します。また、散策や体験活動など海辺の自然資源を活用し、道の駅高松等の親海浜ゾーンに位置する観光資源のさらなる魅力向上を目指します。

2) 軸の考え方

広域連携・交流軸	市内を縦断し、金沢都市圏や能登方面との交流において重要な役割を担う路線として、広域アクセス機能を活かした観光・産業の連携・交流を促します。
地域間連携・交流軸	広域連携・交流軸との円滑な連絡を促し、商業、文化、行政および観光等様々な機能を連携させる路線として、円滑な地域間の連携・交流を促します。

【将来都市構造図】



第3編 基本計画

- 1 災害に強いまちづくり
- 2 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり
- 3 子どもも大人も共に学び育つまちづくり
- 4 市民が安全・安心に暮らせるまちづくり
- 5 快適で機能的な都市構造のまちづくり
- 6 市民の活力と交流を促進するまちづくり
- 7 地域資源を活かした活力あるまちづくり
- 8 市民が主役となるまちづくり
- 9 持続可能な行財政の運営

1 災害に強いまちづくり

復興・再建

1-1 暮らし・住まいの再建



基本的な考え方

令和6年能登半島地震による被災者の生活再建と住宅再建を総合的に支援するとともに、生活機能の回復と地域コミュニティの維持を図り、誰もが安心して暮らしを再建できる環境を整備します。

側方流動による土地変状への対応や土地利用の適正化を進め、災害に強い都市基盤の構築を目指します。

防災や減災に配慮した住まいの再生や生活拠点の再整備、公共交通や生活サービスの確保、さらにはコミュニティの再生を一体的に進め、復興と将来に向けた都市空間の形成を図ります。

現状

- ①令和6年能登半島地震により住家に被害を受け、応急仮設住宅で生活する世帯や、生活に重大な影響を受けた世帯がみられます。
- ②液状化現象によって発生した側方流動により、土地境界に大きなズレが生じた地域が見受けられ、住まいの再建において大きな障害となっています。

課題

- ①被災した世帯の暮らしや住まいを再建するため、様々な支援が必要です。
- ②土地境界にズレが生じた地域において、住まいの再建のため、早期の土地境界の再画定が必要です。

施策の実施方針

- ①被災者の生活再建と住宅再建を支援し、生活機能とコミュニティの維持を図ります。
- ②医療・福祉・教育の継続と心のケアを含む総合的な支援を行っていきます。
- ③土地境界の整理や土地利用の対応を進め、土地利用の適正化と防災・減災に配慮した都市基盤を構築します。
- ④持続可能な復興と将来を見据えた都市空間の形成を図ります。

個別計画

計画名	かほく市復旧・復興計画	担当課	災害復興対策課
計画の内容	令和6年能登半島地震からの暮らし・住まいの再建のほか、インフラの早期復旧、地域産業の再建を目指し、復旧・復興の全体像を見る化し、ハード・ソフト両面における取り組みを定めています。		
策定年月	令和7年3月		

1-2 インフラの早期復旧



基本的な考え方

令和6年能登半島地震によって液状化被害を受けた地域への対策や地盤の安定化を計画的に進めるとともに、公共施設や生活・社会インフラの耐震化と強靭化を推進し、災害時にも機能を維持できるレジリエントな都市基盤の構築を図ります。

更新期を迎えるインフラの計画的な整備や維持管理に加え、防災・減災の観点から土地利用の適正化を推進し、ライフラインの冗長化やバックアップ体制の確保等も進め、安全で持続可能な都市基盤の構築を図ります。

現状

- ①市内的一部地域では、液状化現象によって発生した側方流動により、著しい被害を受けています。
- ②令和6年能登半島地震により、道路、河川、公園のほか、上下水道施設や、農地・農業用施設等のインフラが大きく被害を受けています。
- ③令和6年能登半島地震により、地域のコミュニティ活動の拠点となる施設が被害を受け、活動継続が困難となるため地域コミュニティの衰退が懸念されます。

課題

- ①液状化被害が発生した地域については、再液状化防止のための対策が必要です。
- ②令和6年能登半島地震により被害を受けたインフラを早期に復旧させ、生活環境の再建を図ることが必要です。
- ③被災地における地域コミュニティの維持を図り、創造的復興につなげることが必要です。

施策の実施方針

- ①液状化被害を受けた地域の地盤対策と土地利用の適正化を進め、安全な居住環境を確保します。
- ②公共施設や生活インフラの耐震化・強靭化を優先的に進めるとともに、更新期を迎えるインフラの長寿命対策と一緒に進めることで、コストを抑えつつ強靭な都市を構築します。
- ③防災・減災対策とレジリエンスの強化を進め、災害に強い都市基盤を構築していきます。
- ④ライフラインのバックアップ体制を整備し、災害時における機能維持と早期復旧を実現するための体制を構築します。
- ⑤地域コミュニティの維持を図り、創造的復興を推進するため、被災したコミュニティ拠点の再建や地域活動への支援に取り組みます。

個別計画

計画名	かほく市復旧・復興計画	担当課	災害復興対策課
計画の内容	令和6年能登半島地震からの暮らし・住まいの再建のほか、インフラの早期復旧、地域産業の再建を目指し、復旧・復興の全体像を見る化し、ハード・ソフト両面における取り組みを定めています。		
策定年月	令和7年3月		



基本的な考え方

令和6年能登半島地震による被災事業者のなりわい再建を支援し、地域産業の復興と再生を図るとともに、デジタル技術の活用による生産性の向上と産業の高付加価値化を推進し、持続可能な地域経済の基盤を確立します。

人材育成やU I Jターンの促進を通じて産業を担う人材の確保・定着を進めるとともに、地域産業の競争力の強化と新たな価値の創出を図り、魅力ある地域と住環境の形成につなげます。

現状

①令和6年能登半島地震の影響により、多くの事業者が深刻な被害を受けており、地域経済にも長期的な影響が続いている。

課題

①被害を受けた市内事業者に対して、なりわいの再建に向けた支援が必要です。

施策の実施方針

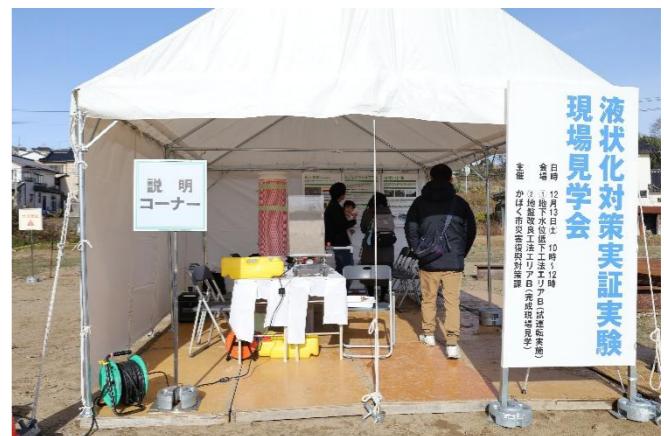
- ①被災事業者のなりわい再建と産業の復興を図り、地域経済の回復を支援します。
- ②デジタル技術の導入や高付加価値化を推進し、生産性の向上と新たな産業の創出を進めていきます。
- ③技術者・経営者・後継者の育成やU I Jターン支援を強化し、産業再建を支える人材の確保を進めていきます。
- ④産業の再建と住環境づくりを連動させ、魅力ある地域形成と定住促進につなげていきます。

個別計画

計画名	かほく市復旧・復興計画	担当課	災害復興対策課
計画の内容	令和6年能登半島地震からの暮らし・住まいの再建のほか、インフラの早期復旧、地域産業の再建を目指し、復旧・復興の全体像を見る化し、ハード・ソフト両面における取り組みを定めています。		
策定年月	令和7年3月		



かほく市復旧・復興計画



液状化対策実証実験現場見学会

2 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり

健康・福祉

2-1 地域共生社会の実現



基本的な考え方

地域や家庭、職場等の生活領域において、住民が主体となって支え合うことを推進するとともに、誰もが孤立することなく、住み慣れた地域で安心して生活できるように、包括的な支援体制の充実を図ります。

現状

- ①地域福祉を包括的かつ計画的に推進するための仕組みづくりが求められています。
- ②核家族化や高齢者のみ世帯の増加および身寄りのない者の増加に伴い、高齢者を取り巻く課題等が多様化・複雑化し、公的サービスで対応しきれない状況が生じています。
- ③市民アンケート調査結果では「保健・医療・福祉体制の状況」が最も重要視されているなど、市民の健康・福祉施策への期待は高くなっています。

課題

- ①「かほく市地域福祉計画・活動計画」を推進するために地域全体の取り組みが必要です。
- ②多様化・複雑化する福祉関連の課題等に対し、地域で支え合う仕組みづくりや専門機関による相談体制の充実が必要です。
- ③全ての市民が健康で生きがいを持って、豊かでやすらぎのある生活を営めるよう、地域の課題を住民と連携して解決していく取り組みが必要です。

施策の実施方針

- ①「かほく市地域福祉計画・活動計画」の推進を図り、市民の誰もがいきいきと暮らせる地域福祉施策を実施します。
- ②民生委員・児童委員等の関係者や関係機関と連携した地域福祉推進体制の確立を図り、地域住民のニーズに沿った福祉サービスを提供することによって、安心して生活できる地域づくりを推進します。
- ③地域と行政が連携し、包括的な支援・相談体制の充実を図るとともに、多分野との協働による重層的な支援の仕組みづくりを推進します。

個別計画

計画名	第3次かほく市地域福祉計画・地域福祉活動計画	担当課	健康福祉課
計画の内容	地域の課題に対して、地域住民や地域の多様な主体がそれをサポートできる環境を整備とともに、行政機関が適切に支援策を講じることを目的とし、地域福祉推進にあたっての基本的な考え方や具体的な取り組みを定めています。		
策定年月	令和6年3月		

計画名	第2期かほく市自殺対策計画	担当課	健康福祉課
計画の内容	「地域がひとつになって いのちを支え合うまち かほく」を目指し、国の「自殺対策基本法」および「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、総合的な自殺対策の推進に向けた目標や施策の展開について定めています。		
策定年月	令和6年3月		



地域共生社会の実現

2-2 保健・医療の充実



基本的な考え方

保健・医療関係機関相互の連携を一層深めるとともに、地域と行政との連携を強化し、保健・医療体制および支援の充実を図ります。

現状

- ①団塊世代の加入等により、後期高齢者医療保険の被保険者数が増加しており、高齢化が進んでいます。
- ②高齢化や医療の高度化等の影響で医療費は増加傾向にあり、特に生活習慣病関連費用の増加が顕著です。
- ③生活習慣病（高血圧・脂質異常症・糖尿病など）による脳血管疾患・心疾患の発症や透析を開始する人がいます。また高齢化の進行に伴い、要介護者も増加しています。
- ④0歳～18歳までの医療費は、窓口で「子ども医療費受給資格者証」を提示することで自己負担が免除されます。
- ⑤ひとり親家庭についても、窓口での一部負担金が無料となります。
- ⑥夫婦が子どもを産み育てることを望み、不妊・不育治療を行う場合の一部保険適用が進んでいますが、経済的な負担は依然大きく、治療を断念する夫婦も少なくありません。
- ⑦休日・夜間、急病時に受診できる初期医療施設の周知により、適正受診の啓発に取り組んでいます。
- ⑧医療費削減に向けてのPR活動や普及活動に取り組んでいます。

課題

- ①公費負担の増加傾向への対策が必要です。
- ②増え続ける医療費に対し適正化（抑制）対策のさらなる強化が必要です。また、低所得者等の国民健康保険加入の増加や生活習慣病による医療費増加に対し、生活習慣病の発症・重症化予防および財政基盤の強化が必要です。
- ③子どもを産み育てることを望む夫婦に対して、治療にかかる経済的な負担と助成の範囲を見極めながら継続的な支援を行う必要です。
- ④休日・夜間、急病時に受診できる初期医療施設についての周知により、医療提供体制の維持と確保が必要です。

施策の実施方針

- ①適正な受診行動の周知を図るなど、医療費適正化事業を推進し、医療費抑制に努めます。また、「データヘルス計画」を踏まえて、生活習慣病の発症予防・重症化予防に努めます。
- ②国・県の医療制度の見直し等を踏まえて、保健・医療体制および支援の充実を図ります。
- ③国民健康保険事業では、「治療から予防へ」を念頭に、がん検診や特定健診の受診率向上対策、特定保健指導の実施率向上、ジェネリック医薬品（後発医薬品）普及促進など、健全運営に努めます。
- ④広域的な連携も含め、救急医療体制の確保に向けた体制構築に努めます。
- ⑤感染症の拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護するとともに、市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるように努めます。
- ⑥不妊・不育治療費の助成だけでなく、妊娠・出産に関する正しい知識の理解促進を図ります。
- ⑦かほく市医師会・歯科医師会等と連携し、市民の健康の保持増進に努めます。

個別計画

計画名	第3期かほく市保健事業実施計画 (データヘルス計画)	担当課	保健医療課
計画の内容	被保険者の健康増進、生活の質（QOL）の維持および向上により、医療費の適正化および国民健康保険の財政基盤強化を図ることを目的とし、そのための目標や評価指標、個別の保健事業を定めています。		
策定年月	令和6年3月		



保健・医療の充実

2-3 健康づくりの促進



基本的な考え方

全ての市民が健康な生活を送ることができるよう、生活習慣病予防に関する事業や食生活改善活動等の保健事業と連携した総合的な健康づくり事業を産学官民が協働して展開します。

現状

- ①食生活の偏り、運動習慣がないことや喫煙など、健康を害するおそれのある生活習慣がみられます。
- ②食生活改善に向けた活動の参加者に偏り（高年齢化）がみられます。
- ③高等教育機関、スポーツクラブ、民間事業所等と連携し、健康づくり事業を実施しています。

課題

- ①健康づくりに関する意識の向上を図るとともに、健康寿命の延伸、生涯活躍社会を目指し、ライフサイクルを通して生活習慣病を予防することが必要です。
- ②食生活の改善活動参加者の高齢化対策、食生活改善推進員養成講座の実施、各種団体等の連携強化が必要です。
- ③継続して自分に合った健康づくりに取り組む人を増やす必要があります。
- ④民間事業所等との連携により、いつでもどこでも健康づくりに取り組めるようにすることが必要です。

施策の実施方針

- ①「かほく市健康プラン21」を踏まえて、健康づくり事業、健康診査、健康教育、健康相談等を実施し、市民の生涯を通した健康づくりを支援します。
- ②食生活改善活動を幅広い年齢層に広げるための啓発と講習会の充実、各種団体との連携による活動の充実を図るとともに、食育活動も推進します。
- ③産学官民が連携し、健康づくりの輪を広げます。

個別計画

計画名	かほく市健康プラン21（第三次）	担当課	健康福祉課
計画の内容	「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」というビジョン実現に向けて、市民の健康の増進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにしています。		
策定年月	令和6年3月		

2-4 高齢者福祉の充実



基本的な考え方

高齢者が地域で安心して生活できるよう、一人ひとりの特性に応じた生活支援サービスを充実させ、地域全体が一体となって支え合うまちづくりを進めます。

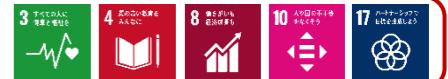
現状

- ①団塊世代の後期高齢者への移行によりその人数が増加し、医療と介護の複合的なニーズを持つ者が増加しています。
- ②団塊ジュニアの世代が65歳に達する2040年には高齢者数がピークに達する見込みであり、これに伴い要介護高齢者、認知症高齢者、独居高齢者、高齢者のみ世帯が年々増加しています。
- ③高齢者に対するより効果的・効率的な生活習慣病の重症化予防や、フレイル対策等の介護予防施策の推進が求められており、介護予防・日常生活支援事業、包括的支援事業、任意事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組んでいます。
- ④市民アンケート調査結果では、「高齢者・障害者福祉の状況」が重要視されているなど、市民の高齢社会に対する健康・福祉政策への期待は高くなっています。

課題

- ①要介護高齢者が必要とする居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等の基盤整備を適切に行うとともに、独居高齢者、高齢者のみ世帯等への支援体制の強化が必要です。
- ②介護の担い手不足が深刻化していることから、サービス提供体制の確保が急務となっています。このため、福祉人材の確保と定着に向けた取り組みを進めるとともに、多様な社会資源を活用しながら、地域全体で支える地域包括ケアの充実を図ることが必要です。
- ③要介護者のニーズが多様化・複合化する中、在宅医療と介護を支えるための連携と支援体制の充実が必要です。
- ④高齢者が日頃から介護予防に取り組めるよう、地域における生活支援体制の整備・充実、高齢者の生活習慣病の重症化予防とフレイル対策等の介護予防施策の推進が必要です。
- ⑤高齢者の健康づくりと生きがいづくりに対する各種の取り組みが必要です。

2-5 障害福祉の充実



施策の実施方針

- ①「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を踏まえて、高齢者の在宅での生活支援と認知症高齢者支援、医療と介護・関係機関との連携強化、介護サービス基盤の整備等により、適切な介護サービスの提供に取り組みます。
- ②地域支援事業で、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」を構築できる体制づくりに取り組みます。
- ③地域における介護予防と自立支援の推進を図り、高齢者の多様な生活支援の充実と、社会参加・地域における支え合いの体制づくりに取り組みます。
- ④高齢者の健康づくりと生きがいづくりを推進するため、地域住民や関係機関と連携し、運動習慣の定着や社会参加機会の拡充を図ります。
- ⑤高齢者を取り巻く医療・福祉の環境が変化する中、高等教育機関、民間企業等の多分野との連携や他市町との広域的な事業運営等により、地域の課題に対して迅速かつ適切に対応する地域づくりを推進します。

個別計画

計画名	かほく市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画	担当課	長寿介護課
計画の内容	市内で生活する全ての高齢者が尊厳を持ち、住み慣れた地域において安心していつまでも元気においきいきと自立した生活が送れるよう、地域全体で高齢者を支えることを目的とし、実現のための具体的な取り組みを定めています。		
策定年月	令和6年3月		



基本的な考え方

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、一人ひとりの特性に応じた障害福祉サービスの充実を図り、地域全体が一体となって支え合うまちづくりを進めます。

現状

- ①障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるため、広報・講座・関係機関への周知等によって障害福祉に係るPR・啓発活動を展開しています。
- ②発達障害、精神障害など、見えにくい困難への支援ニーズも広がり、就労、住まい、家族支援、権利擁護まで含めた「生活全体の支援」が求められています。
- ③18歳以降の制度の切れ目や親の死後、単身化等により、地域生活を支える仕組みの重要性が高まっています。
- ④市民アンケート調査結果では、「高齢者・障害者福祉の状況」が重要視されているなど、市民の健康・福祉施策への期待は高くなっています。

課題

- ①障害のある人が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、社会的・経済的自立と社会参加を可能とする地域づくりが必要です。
- ②障害のある人本人やその親の高齢化が進む中で、医療的ケアの必要性や症状の重度化、家族介護の限界等の課題やニーズが多様化しており、医療・介護・教育など関係機関との連携が必要です。

施策の実施方針

- ①障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「障がい者計画」を踏まえて、障害の特性に応じた取り組みを推進していきます。

個別計画

計画名	第4次かほく市障がい者計画	担当課	健康福祉課
計画の内容	障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、市の障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、事業・施策の実施にあたっての指針を定めています。		
策定年月	令和6年3月		

計画名	第7期かほく市障がい福祉計画・第3期かほく市障がい児福祉計画	担当課	健康福祉課
計画の内容	第4次かほく市障がい者計画の実施計画として、主に福祉サービス等の見込量の確保の方策を定めています。		
策定年月	令和6年3月		

3 子どもも大人も共に学び育つまちづくり

子育て・教育

3-1 子育て支援の充実



基本的な考え方

近年、家族形態・就労状況から社会を取り巻く環境が大きく変化し、子育て家庭の現状は多様化・複雑化しています。その家庭の個々のニーズに応じた子育てが実現できるよう、子育て支援の充実を図ります。

現状

- ①保護者の就労と子育ての両立や核家族化の影響により、子育てへの孤立感や不安感が高くなっています。
- ②保護者の多様化する就労状況や核家族化から、保育の必要性が高まり、2歳児から5歳児までの保育に加えて0歳児・1歳児の未満児の時期や、小学校就学後の放課後に保育を必要とする家庭の利用が増えています。
- ③近年、引きこもりや不登校等により、学校や家庭を含め、居場所のない子どもが増えています。
- ④こども家庭センター「おひさま」では、出産から子育てまでの切れ目ない相談・支援を行っていますが、支援が必要な家庭の増加等により、相談内容が多様化しています。
- ⑤結婚や出産・子育てを具体的にイメージできず、子どもを産み育てるこことを将来のライフデザインとして前向きに選択する意識が十分に浸透していません。

課題

- ①核家族化や就労の多様化による保護者の育児疲れを受け止める包括的な相談体制の確保に加え、地域と連携した支援体制の確立が必要です。
- ②認定こども園や地域型保育事業所、学童保育クラブ等の保育施設の利用増加により、将来における受け入れ施設の確保について計画的な整備が必要です。
- ③地域で子ども達の居場所づくりの拠点となるような体制について、社会全体で支え合うことが必要です。
- ④母親が妊娠期から出産を経て子育て期に至るまで、早い段階から家庭に寄り添い、切れ目なく、様々な支援機関と包括的に連携できる相談体制が必要です。
- ⑤将来のライフデザインとして、若い世代をはじめとする市民一人ひとりが、子どもを産み育てるこことを前向きに選択できるように若い世代に対する意識の浸透を図り、子育てへの共感を深めが必要です。

施策の実施方針

- ①「かほく市こども計画」「かほく市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえて、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、子どもの視線に立ち、子ども・子育て支援のための取り組みを総合的に推進します。
- ②子育て世帯における妊娠から子育てまでの様々な相談に対応することも家庭センターを中心に、地域も含めた継続的な子育て支援の推進を目指します。
- ③認定こども園や地域型保育事業所、学童保育クラブなど、保護者の多様なニーズに応え、児童が安全・安心に過ごせる環境整備を推進します。
- ④地域の居場所づくりの一環として、民間の子育て支援団体と連携を図りながら、誰でも居心地の良い児童館や地域子育て支援センターを中心とした環境整備を推進します。
- ⑤地域で子どもと子育て家庭を支える体制を充実し、若い世代が子育ての喜びを実感することで、前向きな子育てを行えるような環境づくりを推進します。

個別計画

計画名	かほく市こども計画	担当課	こども家庭課
計画の内容	総合的にこども政策を推進することを目的とし、子どもの健やかな成長に対する支援等や、こどもや子育て家庭に関連する施策について定めています。		
策定年月	令和8年3月		

計画名	第3期かほく市子ども・子育て支援事業計画	担当課	こども家庭課
計画の内容	「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、子どもの視点に立ち、子ども・子育て支援のための取り組みを総合的に推進するための基本的な指針や具体的な施策を定めています。		
策定年月	令和7年3月		



公立こども園の活動風景



基本的な考え方

学習指導要領に基づき、「基礎的・基本的な知識・技能の習得と既習内容を活用するための思考力・判断力・表現力」を育成するため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組みます。

児童生徒の豊かな人間性を育むための特色ある教育活動を展開し、児童生徒一人ひとりを大切にしたきめ細かな指導を行い、いじめや不登校等の問題の解決や未然防止を目指すとともに、児童生徒の体力、運動能力の向上に積極的に取り組み健やかな心身の育成に努めます。

現状

- ①学力調査の結果、全ての教科で全国平均を上回っています。
- ②学習状況では、決められた学習には真面目に取り組むものの、学習への関心や意欲が低い傾向がみられます。
- ③基本的な生活習慣はおおむね良好であり、体力テストの結果もおおむね県平均を上回っています。
- ④いじめや不登校問題について、日常の観察のほか、アンケート調査や面談、教育センターの実態調査によって各学校で現状を正しく把握し、家庭や関係機関と連携を図りながら対応しています。また、全学校に校内教育支援センターを設置し、不登校児童生徒の支援および早期発見、未然防止に努めています。
- ⑤相互参観や児童生徒の情報交換等を行い、こども園・小学校・中学校の一貫した教育方針を設定する等の連携を行っています。
- ⑥働き方改革の取り組みにより、教員の時間外在校時間数は、徐々に減少しています。

課題

- ①学力の三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力など」「主体的に学習に取り組む態度」）を基盤とした資質・能力を育成するとともに、誰一人取り残さないための個に応じた指導を一層充実させていくことが必要です。
- ②学習に対する内発的な動機付けを促すために、成功体験を積ませキャリア教育の充実を図ることが必要です。
- ③体力テストの結果を分析し、学校での計画的・継続的指導に反映させ、運動の日常化に向けた指導が必要です。
- ④いじめ対策として、道徳教育や人権教育を通じた未然防止への取り組みや、学校・家庭・地域が一体となった、早期発見や相談体制の充実を図っていく必要があります。
- ⑤入学時の大変な環境変化に新入学生が対応できるように、こども園・小学校・中学校の接続の推進が必要です。
- ⑥教員の時間外在校時間数は徐々に減少していますが、ワーク・ライフ・バランスのためには、より一層の改革が必要です。

施策の実施方針

- ①学習状況の把握・分析を行い、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一貫的な充実を通して、「主体的・対話的で深い学び」の実現による授業改善に努めます。
- ②職場体験や社会見学等のキャリア教育を通じて、夢や目標を持たせるとともに自発的な学習態度を身に付けさせます。また、教科など横断的な学習に取り組み、学習したことを身の回りのことに活用する場面を設定します。
- ③学校における運動の機会の充実を図るとともに、学校保健活動として、生涯を通じて健康な生活の保持・増進に努めようとする力を伸ばす指導に努めます。
- ④教育支援センター「すまいる」と校内教育支援センターの連携を図るとともに、いじめ・不登校の未然防止と組織的対応の強化に努めます。
- ⑤教職員（授業）の交流を積極的に進め、こども園・小学校・中学校の接続を意識した教育課程の工夫・改善に努めます。
- ⑥「業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、教員の業務の見直しを行うことで時間外在校時間数の縮減を図るとともに、健康および福祉の確保に取り組みます。

個別計画

計画名	第3期かほく市教育振興基本計画	担当課	学校教育課
計画の内容	「自ら考え ともに学び 明日をひらく人づくり」を基本理念として、今後5年間の教育施策の指針として具体的な取り組みを定めています。		
策定年月	令和6年3月		

計画名	かほく市いじめ防止基本方針	担当課	学校教育課
計画の内容	本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携による、いじめの問題の克服に向けた取り組みを定めています。		
策定年月	平成26年3月（令和6年12月改訂）		

計画名	かほく市立学校教職員多忙化改善取組方針	担当課	学校教育課
計画の内容	教職員の多忙化改善のため、市全体、教育委員会、各学校それぞれにおける取り組み方針を定めています。		
策定年月	令和4年3月		



基本的な考え方

学校を核として家庭・地域社会・学校の連携を強化し、学校への支援を充実させるとともに家庭と地域の教育力の向上を促進し、地域社会の活性化を図ります。

国際交流の推進に向けて、姉妹都市との相互理解と友好親善を深めます。特に青少年の視野を広げ、互いに学び合う機会を拡充し、国際社会での協働力を育み、未来の地域力を高めていきます。

男女共同参画社会の推進に向けた支援体制づくり、人材育成に努めるとともに、性の多様性の高揚に努め、地域社会活動へ性別に関係なく全ての人が社会に参画できる環境づくりを目指します。

現状

①地域では、住民の地域活動への参画意識が低下し、社会教育団体や社会体育団体の組織力の弱体化につながっています。また、価値観の多様化とライフスタイルの変化により、地域や家庭の教育力の低下が進んでいます。

②市内の全小中学校がコミュニティ・スクールとして運営しており、多くの地域の人たちが学校運営に協力しています。

③少子化により、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することが困難な状況となってきています。

④公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点であるとともに、地域対話の場や防災拠点としてまちづくりの基盤を支える重要な地域コミュニティの場となっています。本市では、公民館の修繕や、公民館活動に対する支援のほか、地域活動を担う子ども会や女性会等の社会教育団体に対する支援も行っています。

⑤ドイツ・メスキルヒ市と姉妹都市提携から40年が経過し、国際的な結びつきがますます強まっています。

⑥市内における在住外国人は増加傾向にあり、今後も増加すると予測されます。在住外国人が、生活のために必要な日本語等を習得できる環境づくりに努めています。

⑦男女共同参画意識が市民に浸透しつつあり、家庭においては、男性が家事に協力する意識が高くなっているとともに、雇用の場においても男女間の格差は解消されてきている状況です。

課題

①地域社会に対する住民の参画意識を高め、地域組織とその活動を活性化するとともに、家庭の教育力を高めることが必要です。

②家庭・地域・学校が積極的に連携・協力を図り、学校を核として地域の宝である子どもをともに育むことができる仕組みを強化することが必要です。

③将来にわたり、中学校生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境を確保することが必要です。

⑤ライフスタイルの変化や個人の価値観の多様化等により、市内の社会教育団体数や公民館等の利用数が減少傾向にあり、公民館を核とした地域コミュニティの活性化に向けた取り組みが必要です。

⑥次世代を担う青少年をはじめとした市民の国際感覚を高め、国際化に対応できる人材の育成を図るため、国際理解教育の推進とともに、姉妹都市交流をはじめとする、国際交流の機会の拡充が必要です。

⑦在住外国人の日本語に触れる機会の創出や日本の文化・習慣への理解を得ることが必要です。

⑧男女共同参画意識をさらに普及するなどし、職場や家庭、地域における環境や意識の向上に引き続き取り組むことが必要です。

施策の実施方針

- ①家庭・地域社会・学校が連携した家庭教育活動を推進し、家庭の教育力の向上を支援するとともに、子どもを育む取り組みを促進するため、PTA、子ども会やスポーツ少年団、並びに少年愛護センターや教育センター等との連携を強化します。
- ②学校と地域を結び付ける学校コーディネーターを全小中学校に配置し、児童生徒、地域住民の学びの機会の充実を図り、学校を核として、地域の教育力の向上と地域活動の活性化につなげます。
- ③学校部活動を地域に展開し、地域全体で子どもたちを支援します。また、関係団体等との協力により、新たな価値を生み出し、持続可能な活動を目指します。
- ④公民館を地域支え合いの拠点として、公民館長、子ども会、女性団体など多世代・多様な団体が連携し、互いに支え合う地域コミュニティの絆を強化するため、地域ニーズに即した公民館を核とした社会教育活動の活性化を図ります。
- ⑤子どもから大人まで、市民の教養を高め、多様な価値観を認め合えるよう、国際交流事業における体験型の交流機会の拡充を図ります。
- ⑥在住外国人に対する情報提供と学びの機会を創出し、地域社会の構成員としてともに生活していくことができる環境整備を図ります。
- ⑦「第3次男女共同参画行動計画」を策定し、多様な性のあり方を尊重し、誰もが安心して暮らせる地域社会を築くための普及啓発を推進します。性別にとらわれない生き方や働き方を推進し、男女ともに暮らしやすく、多様な幸せを実現できる環境を整備します。

個別計画

計画名	第3期かほく市教育振興基本計画	担当課	学校教育課、生涯学習課
計画の内容	「自ら考え ともに学び 明日をひらく人づくり」を基本理念として、今後5年間の教育施策の指針として具体的な取り組みを定めています。		
策定年月	令和6年3月		

計画名	かほく市部活動ガイドライン 及び地域クラブ活動ガイドライン	担当課	学校教育課
計画の内容	中学校部活動を取り巻く状況が変化する中、部活動のガイドラインを示すとともに、部活動と地域クラブ活動の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことを目指し、市の方向性を示します。		
策定年月	令和7年2月		

計画名	第3次かほく市男女共同参画行動計画	担当課	生涯学習課
計画の内容	本市の男女共同参画施策を総合的に推進することを目的とし、男女共同参画の推進に関する基本的取り組みの方向と具体的な施策を定めています。		
策定年月	令和9年3月（予定）		



基本的な考え方

市民一人ひとりがより豊かに生活を送るために、全ての世代が生涯にわたり自主的かつ積極的に学ぶことができる学習機会の創出と環境の整備を進め、学びを通じて地域や社会を支える人材の育成につなげるとともに、得られた知識や経験を社会に還元することを促します。

学校施設は計画的な老朽化対策を実施し、防災機能の強化や教育環境の質的向上を図ります。

現状

- ①多様化する市民の学びのニーズに対応するため、多種多様なテーマの「生涯学習講座」を開催し、各種団体等への支援を行っています。
- ②社会教育の機会として、市民のニーズに応じて市職員による出前講座を実施しており、環境や健康、防災、介護に関する講座件数が増えています。
- ③市民の学びを支える学習や情報の拠点となる図書館づくりを推進しています。また、学校図書館等と連携しながら、発達段階に応じた子どもの読書活動の推進に努めています。
- ④日本で唯一の哲学の博物館「石川県西田幾多郎記念哲学館」では、世界的な哲学者である西田幾多郎を顕彰する事業に加え、哲学の普及と啓発を推進するため、読書会、哲学講座および講演会の満足度の向上を図っています。また、大学機関や類似博物館と連携して未公開資料の調査研究を行い、その成果を刊行物にまとめ公開しています。
- ⑤うみっこらんど七塚「海と渚の博物館」では、漁業に関する道具や歴史についての展示のほか、市民ギャラリーとして市民の作品展示・発表の場を提供しています。また、「ふるさと展示室」を設け、本市の歴史文化を学ぶ資料館として活用を図っています。さらに、バーベキュー設備を有するキャンプ場を併設する総合交流促進施設としても活用を図っています。
- ⑥学校施設の定期的な点検を継続して実施し、施設の老朽化を把握するとともに、施設の劣化や不具合の早期発見に努めています。

課題

- ①社会的背景と市民ニーズを踏まえた「生涯学習講座」の充実と、高齢者から若年層までの幅広い世代に対し、誰も取り残すことのない合理的な学習情報の発信が必要です。
- ②行政情報にとどまらず、市民の暮らしに役立つ生活情報等を、出前講座を通して積極的に発信することが必要です。
- ③図書館は、課題解決に役立つ資料収集機能の充実を図るとともに、レファレンスサービスの強化が必要です。また、子どもの視点に立った読書活動を社会全体で推進していくことが必要です。
- ④「石川県西田幾多郎記念哲学館」は、施設の特色を重視した魅力的な事業展開を図り、積極的に情報発信とともに、国際的な視野に立った事業展開が可能となるよう、設備の充実を図り、インバウンドおよびバリアフリー対応を強化していく必要があります。
- ⑤うみっこらんど七塚は、施設の内容や事業等を広く発信し、より多くの方に来館していただけるよう、民間の活力も視野に入れた事業展開を図っていく必要があります。
- ⑥学校施設の長寿命化にあたっては、多様なニーズや今後の児童数の推移に対応するとともに、コスト削減につなげるため予防的な対策の実施が必要です。
- ⑦少子高齢化の進展と高度化・多様化する競技スポーツに対応するスポーツ施設のあり方を見据えた施設整備が必要です。

施策の実施方針

- ①学びの場としての生涯学習講座を継続して開催するとともに、市民ニーズに応じた学習機会を提供し、生涯にわたる学び直しができるきっかけづくりを創出します。
- ②地域としての自主的な学びを提供するとともに、地域コミュニティの活性化の契機となるような内容の講座を実施します。
- ③図書館では、課題解決支援や情報サービスの提供の充実を図り、市民にとって役立つ学習拠点および情報拠点としての機能を強化します。
- ④「石川県西田幾多郎記念哲学館」は、産官学連携により博物館機能を強化し、国内外に西田哲学を積極的に発信します。また、市内外の学校や企業への出前講座を行うとともにそれらの研修、修学の誘致を図ります。
- ⑤うみっこらんど七塚「海と渚の博物館」は、年間を通して市民ギャラリーを開催し、市民の芸術文化活動の発表の場を提供するとともに、キャンプ場のイベント広場を活用したイベント等を開催し、情報発信することで、魅力向上につなげます。
- ⑥学校施設の計画的な老朽化対策や長寿命化工事を実施し、教育環境の質的向上並びに防災機能の強化を図ります。
- ⑦社会体育施設の計画的な改修や統廃合を進めるとともに、時代に応じたスポーツ環境の向上を図ります。

個別計画

計画名	第3期かほく市教育振興基本計画	担当課	学校教育課、生涯学習課
計画の内容	「自ら考え ともに学び 明日をひらく人づくり」を基本理念として、今後5年間の教育施策の指針として具体的な取り組みを定めています。		
策定年月	令和6年3月		

計画名	かほく市子どもの読書活動推進計画	担当課	生涯学習課
計画の内容	読書活動を通じて子どもが心豊かに健やかに成長することを願い、家庭、地域、学校等の役割を明確化し、行政の取り組む方向性を定めています。		
策定年月	令和4年6月		

計画名	学校施設長寿命化計画	担当課	学校教育課
計画の内容	中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減および予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するための取り組みを定めています。		
策定年月	令和7年2月		

4 市民が安全・安心に暮らせるまちづくり

安全・安心

4-1 防災・減災対策の充実



基本的な考え方

令和6年能登半島地震をはじめとする様々な災害から得た教訓を踏まえ、激甚化・頻発化する自然災害や複合災害に備えるため、応急対策体制の強化と地域活動への支援を進めます。

また、市民の防災知識や技能の向上に加え、災害協定締結事業者等との連携体制について見直しを行い、行政・地域・市民・事業者が一体となった地域防災力のさらなる向上を図り、安全で安心なまちづくりの実現に努めます。

現状

- ①令和6年能登半島地震が発生した際、公民館や集会場、公共施設、大型商業施設の駐車場に多くの市民が避難する状況が生じたことから、市民に対する行政の意識啓発が不十分であったと考えられます。
- ②JR七尾線の利用者など土地勘のない方への避難対応や公民館、集会場に対する緊急的な物資供給など、防災計画等に想定していなかった事象が複合的に発生しました。

課題

- ①災害に迅速かつ適切に対応できるよう、実効性のある地域防災計画等の整備が必要です。
- ②物資や人的支援を効果的に受け入れ、被災者へ適切に供給・提供できる受援体制の構築が必要です。
- ③石川県地震被害想定調査結果を踏まえた適切な避難所運営と避難者想定数等の軽減が必要です。
- ④市民の自助力と地域の共助力を育成・強化し、意識啓発を進めるために公助も加えた重層的な取り組みが必要です。

施策の実施方針

- ①令和6年能登半島地震により顕在化した初動対応や避難所の運営、物資の供給体制等の課題を検証し、改善点を明確にした上で、地域防災計画や対応マニュアルに反映し、災害時における対応力の向上を図ります。
- ②避難所の円滑な運営を実現するために、地域が主体となった避難所の運営について整理し、避難所の機能強化を図ります。
- ③物資や人的支援を状況に応じて受け入れ、避難者に対して適切に供給と提供ができる受援体制を整備します。
- ④自主防災組織への支援強化と防災士育成に継続して取り組み、地域住民の自助・共助の意識を高め、地域防災力の強化を図ります。
- ⑤高齢者や障害のある人など要配慮者への支援の充実を図るため、福祉関係事業者との連携を強化します。

個別計画

計画名	かほく市地域防災計画	担当課	防災環境対策課
計画の内容	令和6年能登半島地震の教訓を活かし、災害から市民の生命、身体および財産を保護することを目的とし、市、防災関係機関、事業所および市民がとるべき基本的事項等を定めています。		
策定年月	平成17年3月（令和3年4月修正）		

計画名	第2期かほく市国土強靭化地域計画	担当課	企画課
計画の内容	「強さ」と「しなやかさ」を備えた安全・安心な地域づくりを進め、地域の強靭化を推進することを目的とし、リスクシナリオごとに脆弱性の評価や推進方針、目標指標を定めています。		
策定年月	令和7年3月		

計画名	かほく市災害備蓄計画	担当課	防災環境対策課
計画の内容	激甚化、頻発化する災害に対し、市民に対し円滑に食料・生活物資の供給が行われるよう、物資の確保および調達体制の整備を図ることを目的とし、市および市民が取り組む備えるべき事項や備蓄目標を定めています。		
策定年月	平成28年3月		

計画名	かほく市災害廃棄物処理計画	担当課	防災環境対策課
計画の内容	市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理の推進を目的とし、想定される災害等に対する事前の体制整備を中心に定めています。		
策定年月	令和元年12月		

計画名	かほく市避難支援プラン（全体計画）	担当課	防災環境対策課
計画の内容	令和6年能登半島地震の教訓を活かし、避難行動要支援者の生命と身体を守り、また避難支援など関係者の犠牲を抑えることを目的とし、避難行動要支援者名簿および個別計画の作成・活用について定めています。		
策定年月	平成28年6月		

計画名	大規模災害におけるかほく市業務継続計画	担当課	防災環境対策課
計画の内容	令和6年能登半島地震の教訓を活かし、本市が行う災害応急対策や復旧・復興対策に万全を期すこと、また通常業務継続や早期復旧が必要な事業について体制整備について定めています。		
策定年月	平成29年2月		

計画名	雨水出水浸水想定区域・内水ハザードマップ	担当課	上下水道課
計画の内容	雨水整備済みエリアで、計画降雨以上の想定最大のゲリラ豪雨の際に浸水するかどうかを図面にして示しています。また、内水ハザードマップは図面中に避難所情報等を掲載しています。		
策定年月	令和8年3月		

4-2 交通安全対策の推進



基本的な考え方

市民に対して交通安全の啓発を行い、さらに交通安全対策を講じることで、より良好な環境を整備し、安全に暮らせるまちづくりを目指します。

現状

- ①交通事故の発生状況は横ばいとなっています。
- ②高齢者が関与する重大事故の割合が高くなっています。

課題

- ①交通事故を防止するために、特に高齢者への啓発が必要です。
- ②交通安全対策のための環境整備が必要です。

施策の実施方針

- ①警察等の関係機関やこども園、学校など各種団体と連携し、広報、啓発に取り組みます。
- ②交通安全施設の整備により、道路の安全性の向上に取り組みます。



交通安全教室

4-3 防犯対策の推進、消費者安全の強化



基本的な考え方

市民に対して防犯意識の向上を図り、防犯対策を通じて良好な環境を整備することで、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

市民が安心して消費生活を送れるよう取り組みの充実を図ります。

現状

- ①犯罪の多様化に伴い、男女問わず幅広い世代で犯罪に巻き込まれる可能性が高まっています。
- ②市民を取り巻く様々な消費者トラブルが横行しています。トラブルは近年ますます多様化し、複雑で理解できずには巻き込まれるなど、被害が後を絶たない状況です。

課題

- ①犯罪に巻き込まれないために、男女問わず幅広い世代への防犯対策の啓発が必要です。
- ②防犯対策のための環境整備が必要です。
- ③消費者トラブルの未然防止や、市民が安心して暮らせるために、特に高齢者など年齢に応じた消費者教育が必要です。

施策の実施方針

- ①警察等の関係機関やこども園、学校など各種団体と連携し、広報や啓発に取り組みます。
- ②防犯灯の整備や防犯カメラの設置に対する支援等により、犯罪が発生しにくい環境づくりに取り組みます。
- ③消費者トラブルの未然防止を目指し、年齢や生活状況に応じた分かりやすく、記憶に残りやすい啓発活動や学習の機会を充実させることで、消費者教育の推進に取り組みます。

個別計画

計画名	かほく市消費生活センター啓発事業実施計画	担当課	市民生活課
計画の内容	市民が安心して消費生活を送るための情報発信と、市民が自ら被害にあわないための消費者力アップを目的とし、消費生活センターの啓発事業計画を定めています。		
策定年月	平成 27 年 3 月		

4-4 消防力の充実・強化



基本的な考え方

市民の生命や財産を自然災害から守るために、消防体制の強化や消防施設・資機材の整備、消防団の活性化を積極的に推進します。

火災の発生を未然に防止するため火災予防啓発に努めるとともに、災害対応力の向上を行い、安全・安心なまちづくりを進めます。

現状

- ①高齢化の進展や生活環境の変化に伴い救急需要が増加しており、消防隊は火災以外の出動も増加しています。また、近年は自然災害（地震、局地的集中豪雨など）の頻発により、甚大な被害が懸念されています。
- ②防火水槽の経年劣化による老朽化が進んでおり、一定数の未耐震防火水槽が存在しています。
- ③住宅用火災警報器の維持管理の問題があり、感震ブレーカーの認知度および設置率は、依然として低い水準にとどまっています。
- ④将来、本市の人口は減少することが予想され、消防団員の確保が困難となる可能性があります。

課題

- ①総合的な消防体制強化には、消防に必要な施設・資機材の整備だけでなく、市民の防火・防災意識の向上および応急手当等の協力が必要です。
- ②地震や断水時、火災が発生した場合の有効な水利確保が必要です。
- ③住宅用火災警報器の維持管理に対しての広報、感震ブレーカーの普及が必要です。
- ④人口減少や高齢化およびサラリーマン化を要因として、将来的な消防団員の減少および活動等の負担増大の懸念があり、消防団員の確保に向けた取り組みが必要です。

施策の実施方針

- ①災害時において、他自治体や支援機関との連携協力を図り、保有する資機材・車両・人員を最大限有効に活用し災害対応を図ります。また、市民や事業所または地区単位での防火・防災教育を推進し、総合的な消防力の向上を図ります。
- ②防火水槽の計画的な新設・撤去を行うとともに、老朽化防火水槽の補修による長寿命化を図ります。
- ③住宅用火災警報器の維持・感震ブレーカーの認知度向上と設置促進を図るため、広報活動を推進します。
- ④消防団員確保に向けて、施設設備の充実を図ります。若年層や女性の加入を促進するために、活動の見直しや魅力ある広報活動を行っていきます。



防災フェスタ



消防体制の強化

5 快適で機能的な都市構造のまちづくり

環境保全・インフラ

5-1 環境への取り組み



基本的な考え方

海岸線や森林等の美しい自然環境と生活環境を守り、次世代へ継承します。

人と自然が共生する持続可能な社会を実現するため、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みにより環境負荷の低減に努めます。

地球温暖化防止に向けて、日常生活や事業活動等のあらゆる領域で、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを推進します。

市民、事業者、行政のそれぞれが協働し、環境保全の取り組みを積極的に推進します。

現状

①本市の海岸には、毎年多くの海洋ごみが漂着するため、市民による海浜一斉清掃を実施しているほか、ボランティアによる清掃も行われています。

②老朽危険空き家の増加・放置に伴い空き家の劣化が進行しています。また、管理の行き届いていない空き地も増えています。安全や衛生、景観の面への影響が懸念されます。

③可燃ごみの中には、プラスチック類や古紙類など、再資源化可能なものが多く含まれていることから、分別の細分化が求められています。

④豪雪やその他の悪天候、さらには災害時に備え、ライフラインとして重要なごみ収集運搬体制の強化を図るため、市内全地区でのごみステーション化が求められています。

⑤地球温暖化防止の取り組みについて、個人住宅や事業所への太陽光発電設備導入や、公共施設設備の省エネルギー化など、それぞれの立場でカーボンニュートラルの達成に向けた取り組みが増えています。

課題

①海浜一斉清掃や海浜清掃ボランティア活動は、海浜の美観を守るとともに、市民にとって海浜の自然環境に直接触れることのできる大切な機会となっていることから、継続的な実施が必要です。

②空き家の発生を抑制するため、老朽化が進む前に利活用を進めることによって、生活環境の保全のほか、ごみの減量化にもつながることから、所有者が早期に対策を検討し、有効活用につなげるための支援体制を整備することが必要です。また、空き地の適正管理についても、周知啓発を継続して行うことが必要です。

③従来の可燃ごみの中で、新たに再資源化可能なものについて分別して排出できる仕組みづくりが必要です。また、市民の関心がより一層高まるよう、さらなる周知啓発を図るなど、環境保全意識の醸成に向けた取り組みが必要です。

④ごみ収集運搬体制の強化を図るため、市内全地区でのごみステーション化に向けた啓発活動が不可欠です。さらに、地球温暖化防止の観点からも、ごみ収集運搬の効率化を推進していくことが必要です。

⑤地球温暖化防止の取り組みを一層推進するため、市民や事業者等に対し、それぞれの立場に応じた支援が必要です。

施策の実施方針

- ①多くの市民が海浜一斉清掃や地域の清掃美化活動に参加するよう、活動機会の周知を推進します。
- ②「空家等管理活用支援法人制度」を活用し、不動産に精通した民間事業者との連携体制を構築した上で、「空き家バンク制度」の推進や、関係機関との空き家に関する情報共有を図りながら、空き家の利活用を総合的に進めます。また、空き地の適正管理に係る取り組みを推進します。
- ③ごみの減量化、再資源化に関して、市民の意識向上を図り、循環型社会の実現に向けた取り組みを推進します。
- ④町会区と連携して、ごみステーション化の推進に取り組みます。
- ⑤地球温暖化防止の取り組みについて、児童生徒・家庭・学校、または個人・事業所など、それぞれの世代や立場に応じ、カーボンニュートラルに関する周知啓発、情報提供、支援に取り組みます。

個別計画

計画名	第2次かほく市環境基本計画	担当課	防災環境対策課
計画の内容	持続的な発展が可能な社会の実現を目指し、環境の保全に関する長期的な目標と施策および市民、事業者、市の各主体が担う環境の保全に関する具体的な取り組みを定めています。		
策定年月	平成31年4月		

計画名	かほく市地球温暖化防止実行計画（事務事業編） 第3期	担当課	防災環境対策課
計画の内容	本市が実施している事務および事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化等の取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とし、温室効果ガスの排出削減目標とその達成に向けた取り組みを定めています。		
策定年月	令和2年2月		

計画名	かほく市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）	担当課	防災環境対策課
計画の内容	本市から排出される二酸化炭素を削減し、地球温暖化の防止を図ることを目的とし、二酸化炭素の排出削減目標とその達成に向けた、市民・事業者・行政が連携して行う取り組みを定めています。		
策定年月	令和5年5月		



基本的な考え方

人口減少や少子高齢化といった課題を解決し、持続可能で効率的な都市の実現に向けては、都市全体の構造を俯瞰しつつ、居住者の生活を支えるためにコンパクトなまちづくりを推進することが不可欠です。

「かほく市都市計画マスタープラン」に基づき各施策の実現を図るとともに、「かほく市立地適正化計画」に従つて居住機能の誘導や医療・福祉・商業等の各種サービスを効率的に提供し、公共交通など様々な都市機能の集約と誘導により、市全域を見渡しながら持続可能な都市構造の構築を目指します。

現状

- ①用途地域・特別用途地区・特定用途制限地域等を指定し、土地利用の整序を図っています。
- ②市の活力創出のため、積極的な企業誘致を進めています。
- ③市南部には大型商業施設が立地するなど、一大商業拠点が形成されています。
- ④市北部には道の駅高松が立地し、にぎわいの拠点となっています。
- ⑤市内的一部地域において地籍調査事業が未着手であり、住宅地を中心に調査を進めています。

課題

- ①立地適正化計画に基づく、居住誘導および都市機能の着実な誘導が必要です。
- ②今後さらなる企業誘致を進めていく必要があります。
- ③市南部の大型商業施設を核とし、さらなる商業機能等の集積が必要です。
- ④計画的な土地利用と市民の財産の保全が必要です。

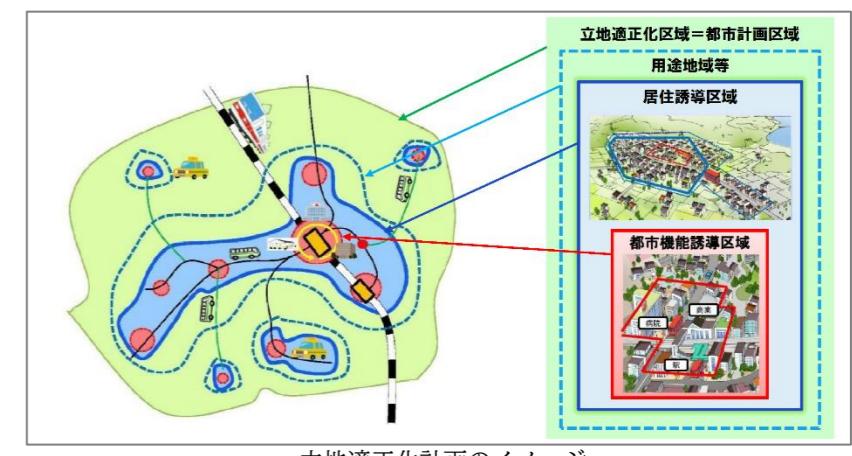
施策の実施方針

- ①土地基本法における基本理念を踏まえつつ、国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の土地利用規制関係法令の適切な運用を図り、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。
- ②「都市計画マスタープラン」および「立地適正化計画」に基づく施策の実現を図ります。また、公共交通等を活用した地域公共交通ネットワークの構築に取り組みます。
- ③「農業振興地域計画」「森林整備計画」等を踏まえて、計画的で秩序ある土地利用を進めるとともに、適正な土地利用についての指導および市民や各種団体の連携と参画を強化します。
- ④商業機能や企業誘致等により、市内各所のにぎわいや活力の創出拠点の充実に努めます。
- ⑤地籍調査事業を推進し、土地の実態を正確に把握することで、土地の有効活用や図面のデータベース化を進め、住民サービスの向上と高度化に取り組みます。

個別計画

計画名	かほく市都市計画マスタープラン	担当課	都市建設課
計画の内容	おおむね 20 年後の都市の姿を展望し、市の将来都市像を実現するため、都市計画の総合的な理念・目標とこれを実現するための都市計画の方針を定めています。		
策定年月	平成 29 年 3 月（令和 9 年 3 月改訂予定）		

計画名	かほく市立地適正化計画	担当課	都市建設課
計画の内容	人口減少・少子高齢化等の課題を解決するため、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造による持続可能で効率的な都市経営の実現を図るための計画を定めています。		
策定年月	令和 9 年 3 月（予定）		



立地適正化計画のイメージ

5-3 公共交通の利便性向上



基本的な考え方

多様な移動ニーズや少子高齢化に対応するため、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を進めるとともに、デジタル技術の活用による公共交通の利便性向上に取り組み、環境にやさしく、高齢者を含む全ての利用者が安心して移動できる公共交通の整備を図ります。

現状

- ①市内では、市営バスが、高松駅前から大海地区および石川県立看護大学周辺を結ぶ2路線を運行しており、その他、福祉巡回バス4路線やスクールバス、高齢者入浴事業の送迎バス等を運行しています。
- ②市民アンケート調査結果では、「公共交通の利便性」は施策の重要度は高いですが満足度が低く、優先的に改善が必要な項目となっています。
- ③市営バス、福祉巡回バスともに乗降者数は減少傾向にある一方で、運行に係る経費が増加しています。

課題

- ①乗降者数の減少や運行経費の増加に伴う行政負担の増大、さらには運転手不足の状態が続く状況では、路線や便数の維持・確保が困難となるため、持続可能な公共交通ネットワークのあり方を検討することが必要です。
- ②現行の路線や運行スケジュールと市民の移動ニーズとの間には乖離が存在しており、これにより乗降者数が減少しているため、利便性の向上が必要です。
- ③デジタル技術の活用や環境負荷の少ない車両を導入することで、利用者に選ばれる公共交通の取り組みの推進が必要です。

施策の実施方針

- ①市内の公共交通のあり方を再検討し、持続可能で利便性の高い地域公共交通ネットワークの再構築に向けて計画的に取り組みます。
- ②広域的な公共交通ネットワークを確立し、将来的には市町を越えた公共交通機関の相互乗り入れ等を進めることで、交通空白地域の解消や公共交通の利便性の向上を図ります。さらに、観光や商業など他分野との連携を強化し、それらを通じて地域のにぎわいを創出し、持続的な活性化につながる具体的な施策を展開していきます。
- ③I O TやA I等のデジタル技術を活用し、運行状況のリアルタイム把握や自動運転技術の導入を推進することで、より効率的かつ快適な移動を実現します。こうした技術革新を通じて、公共交通の利便性向上に資する施策に取り組みます。
- ④環境と調和した脱炭素型の交通体系の確立に努めます。電動バスや再生可能エネルギーを活用した移動手段の普及を促進し、交通分野でのC O₂排出削減と持続可能な社会の実現に向けて、具体的な施策を一層推進します。

個別計画

計画名	かほく市都市計画マスタープラン	担当課	都市建設課
計画の内容	おおむね 20 年後の都市の姿を展望し、市の将来都市像を実現するため、都市計画の総合的な理念・目標とこれを実現するための都市計画の方針を定めています。		
策定年月	平成 29 年 3 月（令和 9 年 3 月改訂予定）		

計画名	かほく市立地適正化計画	担当課	都市建設課
計画の内容	人口減少・少子高齢化等の課題を解決するため、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造による持続可能で効率的な都市経営の実現を図るための計画を定めています。		
策定年月	令和 9 年 3 月（予定）		



かほく市市営バス

5-4 幹線道路ネットワークの整備・強化



基本的な考え方

市内の均衡ある発展と防災機能の向上を図るため、国道159号の歩道整備や東西幹線道路等の幹線道路網の整備を重点的に進めます。

現状

- ①のと里山海道が、市内外を結ぶ広域的な道路交通ネットワークとして機能しています。
- ②主要幹線道路は、国道159号、河北縦断道路等の南北方向の交通軸が形成されています。
- ③都市計画決定延長28.47kmに対して、改良済延長が19.74km（令和7年3月31日現在）となっており、整備率は69.94%となっています。
- ④国道159号では、通勤・通学者の安全確保のため、歩道整備事業を進めています。

課題

- ①市内の均衡ある発展、防災機能の向上を考慮した市内幹線道路網の整備が必要です。
- ②都市計画道路の整備を着実に進め、計画的かつ効率的に市内幹線道路のネットワークを構築することが必要です。
- ③通勤・通学路として利用されている国道、県道の歩道未整備区間には、歩行者の安全確保のため早急な整備が必要です。

施策の実施方針

- ①「かほく市都市計画マスターplan」を踏まえて、市内幹線道路網の整備を進め、良好な市街地の形成を図ります。
- ②国道159号の歩道整備および東西幹線道路の整備を推進します。
- ③「通学路交通安全プログラム」に掲げられた幹線道路の通学路については、危険箇所の解消に向けた必要な対策を行います。

個別計画

計画名	かほく市都市計画マスターplan	担当課	都市建設課
計画の内容	おおむね20年後の都市の姿を展望し、市の将来都市像を実現するため、都市計画の総合的な理念・目標とこれを実現するための都市計画の方針を定めています。		
策定年月	平成29年3月（令和9年3月改訂予定）		

計画名	かほく市立地適正化計画	担当課	都市建設課
計画の内容	人口減少・少子高齢化等の課題を解決するため、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造による持続可能で効率的な都市経営の実現を図るための計画を定めています。		
策定年月	令和9年3月（予定）		

5-5 情報通信基盤の整備



基本的な考え方

市民の多様な活動を支援するため、情報通信技術の進歩に対応できる行政サービス機能を整備します。

現状

- ①インターネットをはじめとする情報通信技術は、飛躍的な進歩を見せ、私たちの日常生活や経済活動に大きな影響を与えています。
- ②生成AI等の技術革新は、農業や製造業、医療、福祉、教育など、あらゆる分野での働き方や私たちのライフスタイルにも大きな影響を及ぼすことが見込まれ、その変化への対応が求められています。

課題

- ①地域、経済、年齢、教育、技術的リテラシーの違いによって生じる、情報格差の解消が必要です。
- ②サイバー攻撃や個人情報漏洩のリスクが増大している中で、個人情報保護とシステムの安全性を確保するための情報セキュリティ対策が必要です。

施策の実施方針

- ①情報格差の解消と誰もが利用しやすい行政サービスの提供に取り組みます。
- ②情報セキュリティ対策の強化と安全・安心な情報提供サービスの確立に取り組みます。

個別計画

計画名	かほく市デジタル・トランジション(DX)推進計画	担当課	情報推進課
計画の内容	ICTの進展や、国の制度改革等に的確に対応し、ICTを戦略的に活用していくことを目的とし、本市のDX推進に向けた方針およびこれに関連する個別施策を定めています。		
策定年月	令和4年2月		

5-6 上下水道の整備・更新



基本的な考え方

安全で美味しい水を安定的に供給するため、上水道施設の整備を進めるとともに、経営基盤の強化に取り組みます。公共用水域の水質保全や雨水排水の適切な処理を実現するため、事業の効率化や合理化を図りながら、下水道施設の整備を促進します。

現状

- ①上水道は、老朽化した施設の更新時期を迎えており、既存水源は、経年変化による揚水量の低下が生じています。
- ②下水道は、公共下水道事業の整備がほぼ完了し、維持管理や設備更新を実施しています。また農業集落排水事業は整備が既に完了しており、現在は、施設の維持管理、設備更新を実施しています。
- ③水洗化率は、公共下水道が96.3%、農業集落排水では98.9%となっています（令和6年度末時点）。

課題

- ①安全かつ安定した水の供給に向け、上水道施設の更新や維持管理の強化が必要です。
- ②安定的な給水体制を維持するため、水道事業経営の健全化が必要です。
- ③公共下水道施設の老朽化による処理能力低下を防ぐため、長寿命化対策および設備更新が必要です。
- ④農業集落排水施設の老朽化による処理能力の低下を防ぐため、機能強化対策または施設の統廃合が必要です。

施策の実施方針

- ①地震等の自然災害による被害を最小限に抑えるため、上下水道施設の耐震化や老朽化した施設の更新に取り組みます。
- ②水を安定供給するため、既存水源の保全と有効利用を図るとともに、新たな水源の確保を図ります。
- ③上下水道に関する経営の合理化と事業の効率化を図り、安定した経営基盤の確立に取り組みます。
- ④公共下水道施設の事業計画を踏まえた長寿命化対策等の改築事業を推進します。
- ⑤農業集落排水施設の機能強化事業および施設の統廃合を進めます。

個別計画

計画名	水道事業経営戦略	担当課	上下水道課
計画の内容	人口減少や節水型機器の普及等の水需要の変化と料金収入の減少、施設の老朽化に伴う更新や耐震化等に対応した経営基盤強化の取り組みや事業経営計画等を定めています。		
策定年月	令和6年6月		

計画名	下水道事業経営戦略	担当課	上下水道課
計画の内容	人口減少や節水型機器の普及等の水需要の変化と料金収入の減少、施設の老朽化に伴う更新や耐震化等に対応した経営基盤強化の取り組みや事業経営計画等を定めています。		
策定年月	令和6年6月		

計画名	公共下水道全体計画	担当課	上下水道課
計画の内容	農業集落排水からの統廃合など、効率的な下水道整備計画を定めています。		
策定年月	平成31年3月（令和8年3月改定）		

計画名	公共下水道事業計画	担当課	上下水道課
計画の内容	公共下水道全体計画のうち、直近7年間の整備計画を定めています。		
策定年月	平成31年3月（令和8年3月改定）		

計画名	水道事業認可	担当課	上下水道課
計画の内容	給水区域や給水人口に基づき、必要な施設や主要な水理計算、構造計算をまとめています。		
策定年月	平成31年3月		

計画名	水道事業基本計画	担当課	上下水道課
計画の内容	水道施設の更新計画を定めるとともに、現有施設を有効に活用するための運用計画を定めています。		
策定年月	令和8年3月		



七塚配水場

6 市民の活力と交流を推進するまちづくり

スポーツ・文化

6-1

スポーツを通じた共生社会の実現とにぎわいづくり



基本的な考え方

スポーツを通じて、年齢や障害の有無にかかわらず、市民が互いに交流し支え合う共生社会の実現を目指すとともに、地域の活力とにぎわいを創出する取り組みを推進します。

多様な人々の交流と連帯の促進による、地域の活気とにぎわいの創出のために、スポーツ協会やスポーツ少年団、スポーツコミッショナかほく等の関係団体と連携体制を確立し、一丸となって取り組みを推進します。

現状

- ①スポーツ関係団体との連携のもと、障害者スポーツの普及はもとより、様々な立場の人と一緒にスポーツを楽しむ市民交流大会をはじめとした、レクリエーションスポーツやニュースポーツを実施しています。
- ②競技スポーツの競技力の向上と競技人口の底辺拡大を図るため、スポーツ協会の加盟組織・スポーツ少年団と連携・協力した各種大会の開催や支援を行っています。
- ③「かほく市総合体育館」での大会やイベントを通じて、交流・関係人口を拡大させ、まちの魅力をPRしています。
- ④スポーツイベントの開催や、地域資源の掘り起こしによる「スポーツツーリズム」の取り組みによって地域のにぎわいを創出しています。
- ⑤学校および市内各種競技協会と協議や協力をを行い、部活動の平日および休日の地域展開を実施しています。
- ⑥スポーツ施設は統廃合も見据え、「スポーツ施設整備計画」に基づき、施設の維持や設備の更新等の整備を進めています。

課題

- ①現行のイベントの見直しを含め、障害の有無や年齢・性別を問わず全ての人が参加できる、多様性に対応した新たなスポーツイベントを開催し、共生社会の実現に向けた啓発活動を図っていくことが必要です。
- ②次世代を担うアスリート育成として、スポーツ少年団活動や地域クラブ活動のための指導者人材の確保や育成が必要です。
- ③「かほく市総合体育館」を核に、スポーツ合宿や大会等を誘致し、さらなる交流・関係人口の拡大を図っていくことが必要です。
- ④スポーツによるにぎわい創出の実現のため、市内関係団体やプロスポーツ団体と連携して事業を進めるなど、多種・多様な活動を行っていくことが必要です。
- ⑤スポーツに慣れ親しむため、スポーツコミッショナかほくと連携して、幼少期より「あそびから始まるスポーツ」の環境の整備や既存環境の活用が必要です。
- ⑥少子高齢化の進行と高度化・多様化する競技スポーツに対応するスポーツ施設のあり方を見据えた施設整備が必要です。

施策の実施方針

- ①スポーツ関係団体と連携し、子どもから高齢者まで多くの市民が、それぞれのライフステージに応じたスポーツと関わる機会の充実を図るための創意工夫に努めます。
- ②公認資格を持った指導者の登録を積極的に進め、競技スポーツ指導者の育成と指導体制の強化に努めるとともに、総合型地域スポーツクラブ等との連携により、競技団体を側面から支援する活動に取り組みます。
- ③イベント・大会等の誘致のため、SNSを利用した情報発信等まちの魅力のPRに取り組みます。
- ④市内関係団体やプロスポーツ団体と、地域活性化やスポーツ振興・スポーツによるにぎわい創出の実現に向けた調整の役割を努めます。
- ⑤部活動の地域展開を契機とし、世代を超えて交流できるクラブ活動の企画・立案、コーディネートをスポーツコミッショナかほくと連携して取り組みます。
- ⑥スポーツ施設の計画的な改修や統廃合を進めるとともに、時代に応じたスポーツ環境の向上を図ります。

個別計画

計画名	第3期かほく市教育振興基本計画	担当課	学校教育課、スポーツ文化課
計画の内容	「自ら考え ともに学び 明日をひらく人づくり」を基本理念として、今後5年間の教育施策の指針として具体的な取り組みを定めています。		
策定年月	令和6年3月		

計画名	スポーツ施設整備計画	担当課	スポーツ文化課
計画の内容	スポーツ施設の長寿命化や設備の更新を計画的に行うために、施設ごとに、いつ、どのような整備を行うかを定めています。		
策定年月	平成30年6月		



かほく市制施行記念継走大会



県民スポーツ大会への参加



基本的な考え方

先人が築き上げ、伝承してきた豊かな文化や歴史資料等を保護・活用し、発信することで理解を深め、未来を担う次世代へと継承し、さらなる教養と文化を育むことで、郷土愛を醸成していきます。

芸術文化への観賞や参加の機会を提供し、文化団体等の支援を通じて、人々に感動や生きる喜びを提供し、心豊かな市民の生活と交流を促進します。

現状

- ①「上山田貝塚（国指定史跡）」や「大海西山遺跡（県指定史跡）」をはじめとする史跡や、本市ゆかりの人物については、児童生徒の郷土学習として用いられています。
- ②市内には国や県、市が指定する文化財が多数あり、その種類も、工芸品や書跡、史跡、考古資料、天然記念物や無形民俗文化財など多種にわたります。
- ③書物や民具・漁具等の文化財を多数保管しています。
- ④小中学校では、「ふるさと教育」の授業として、「石川県西田幾多郎記念哲学館」と連携し、西田幾多郎の生き方・考え方や哲学等について学んでいます。
- ⑤専門家らの協力を得て、これまでの調査と併せて、資料収集を図りながら写真や図版を体系的にまとめ、正確で学術レベルの高い編成内容となる「かほく市史」の編さん事業を進めています。
- ⑥社会教育施設等を活かし、邦楽やクラシック音楽のコンサートのほか、伝統芸能の公演を開催するなど、優れた芸術文化に触れる機会を提供しています。
- ⑦芸術・文化団体を総括する文化振興組織として、「かほく市文化協会」があり、市民の芸術文化的教養を深めるとともに、相互の融和と交流を図っています。

課題

- ①児童生徒のみならず、郷土学習について一般市民が参加できる機会や場を充実させ、文化や人物をはじめとする歴史資料等の保存と活用を促進するとともに、地域の歴史について理解を深め、郷土愛を育む取り組みの促進が必要です。
- ②市指定文化財の所有者に対し、文化財の適切な管理について指導・助言を行い、市民共有の財産である文化財の保護を呼びかけていくことが必要です。
- ③文化財の保管場所が複数箇所に分散しており、整理ができていないものもあるため、適正に保管することが必要です。
- ④西田幾多郎やそのゆかりの人物に関する学びについては、学校現場との連携を密にして、より充実した内容にしていく必要があります。
- ⑤高齢化や世代交代に伴い、市内に残る貴重な史料や知識の散逸が懸念されており、それらを収集、保存するほか、新たな研究成果をとりまとめ、市民の財産として後世に伝えていくことが必要です。
- ⑥本格的な芸術文化の観賞や体験の機会を得ることが少ないため、市民が芸術文化活動に触れる機会の創出が必要です。
- ⑦文化振興組織においては、高齢化等により会員数が減少し、活動が困難になる団体もあることから、今後は次世代を担う人材の育成や後継者の養成、新規会員の勧誘に力を入れていくことが必要です。

施策の実施方針

- ①市保管の文化財資料を日常的に展示して市民に広く公開し、誰もが閲覧・二次活用できるよう、文化財のデジタルアーカイブ化を図り、活用の幅を拡充します。
- ②市指定文化財について、市文化財保護審議会の助言を得て、所有者や管理者と連携し、保護・活用を進めます。
- ③文化財の適正な管理が可能な保管場所を確保し、整理を進めます。
- ④「石川県西田幾多郎記念哲学館」では、学校の児童生徒が、共通のテーマとして「ふるさと教育」を学ぶことにより、郷土が誇る西田幾多郎の生き方等について理解し、価値観を学び郷土を愛する心を育みます。
- ⑤「かほく市史資料編」を順次計画的に発行します。
- ⑥芸術文化の振興や継承と、豊かな感性と創造性を育むため、優れた芸術や文化活動に触れる機会を創出します。
- ⑦文化振興団体の活性化のために、地区、協会を越えての交流を促進し、会員数が減少しても活動を存続できるよう、「数」から「質」への充実を図るとともに、多くの発表の場を提供します。

個別計画

計画名	第3期かほく市教育振興基本計画	担当課	学校教育課、生涯学習課、スポーツ文化課
計画の内容	「自ら考え ともに学び 明日をひらく人づくり」を基本理念として、今後5年間の教育施策の指針として具体的な取り組みを定めています。		
策定年月	令和6年3月		



かほく市史編さん事業

7 地域資源を活かした活力あるまちづくり

産業・交流

7-1 農林水産業の振興



基本的な考え方

農林水産業の振興を図るため、生産基盤の充実を図るとともに、従事者の高齢化に対応した担い手の育成や、特産品・ブランド開発、さらには経営基盤の強化に向けた取り組みを支援します。

現状

- ①良質米の生産地である本市は、現在も場整備を進めており、耕作放棄地の解消および多面的機能の維持を図るため、担い手への集積、地域の共同活動への支援を行っています。
- ②かほく市ブランド6品目である野菜・果樹栽培（すいか・大根・さつまいも・長いも・ぶどう・紋平柿）は主に砂丘地および山間部で生産されており、これらの品目のブランド力の強化に取り組んでいます。
- ③農地等に被害を及ぼす有害鳥獣が増加しており、その対策に苦慮しています。
- ④砂丘地等では、かんがい施設の経年劣化により、修繕費用が増加しています。
- ⑤森林所有者の高齢化と世代交代が進む中、森林所有者による森林管理が行き届かないケースが増えてきていることから、森林の荒廃が進行しています。
- ⑥漁業に関しては、カニの販売取扱高が県内有数となっています。一方、減少傾向にある漁獲量の改善を図るために稚魚放流等にも取り組んでいます。

課題

- ①農地の多面的活用、農地利用の最適化のため、担い手の集積等の取り組みが必要です。生産性の向上、加工品開発・販売の6次産業化や、販売力の強化が必要です。
- ②鳥獣被害防止策や、捕獲従業者の確保など、地域ぐるみでの計画的な取り組みが必要です。
- ③後継者不足や耕作放棄地活用に向けた取り組みが必要です。
- ④新たなかんがいシステムの構築が必要です。
- ⑤林業者の育成および間伐が行き届かない山林の荒廃防止対策が必要です。
- ⑥沿岸漁業および内水面漁業の経営安定化に向けた多様な取り組みが必要です。



かほっこりの収穫体験

施策の実施方針

- ①優良農地の確保とその効率的な土地利用を促進し、多面的機能の発揮と国土保全に取り組みます。
- ②担い手への農地集積率の向上を図り、集落営農の推進と併せて段階的に法人化への展開を図るなど、経営基盤強化に対する取り組みを支援します。
- ③鳥獣被害防止対策や、狩猟免許の取得・更新を支援します。
- ④園芸産地において、高齢化する農業者の離農等により、栽培面積の減少が懸念される産地を将来に継承することを目的に、就農時の支援など新規参入者の受け入れから定着までの一貫を支援します。
- ⑤林業事業体の後継者育成と山林の保安林指定により、治山事業の推進を図るとともに、森林環境贈与税を活用し林業の活性化や地元産材の有効活用に取り組みます。
- ⑥沿岸漁業資源の保護と育成に向けて、漁業環境の近代化や産直も含めた観光産業との連携を強化し、振興策に取り組みます。漁業の活性化に向け、稚魚放流事業等を促進するとともに、栽培漁業の調査・研究を進めます。

個別計画

計画名	かほく市地域計画	担当課	農林水産課
計画の内容	本市の農業の健全な発展を図ることが認められる区域ごとに、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための計画を定めています。		
策定年月	令和7年3月		

計画名	かほく農業振興地域整備計画	担当課	農林水産課
計画の内容	優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画を定めています。		
策定年月	平成18年		

計画名	かほく市森林整備計画	担当課	農林水産課
計画の内容	地域の実情に即した森林整備を推進することを目的とし、森林施業の標準的な方法および森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定めています。		
策定年月	令和7年4月		



基本的な考え方

商業の核となる施設の立地促進に取り組むとともに、中小企業の育成を強化しつつ、行政と商工会、各種団体が連携した商業振興を推進します。

誘致可能な企業の情報を積極的に収集し、本社機能の市内への移転を促進するとともに、地元企業の経営安定化・基盤強化を推進します。

現状

①電子産業や鉄工業、また全国に流通するゴム入細巾織物の約7割のシェアを誇る繊維産業など、製造業を中心とした主要産業が地域経済を支えています。また、商業面では市南部の大型商業施設を中心に本市の商業機能の充実および集積が進み、市内外からの集客が図られている一方、地元商店等は地域に根差した独自の販売網等の強みを活かし、営業を維持しています。

②若者を中心とした移住定住人口の増加により、サービス業をはじめとする様々な分野における創業ニーズの高まりがみられ、本市の創業者支援補助の活用件数に加え、商工会が実施する創業塾等へのセミナー参加者や相談件数も増加傾向にあります。

③本市の企業立地助成や各種行政手続きに係る伴走型の支援に加え、市郊外の地価水準が比較的安価なことや、半島振興地域内における税制面での優遇措置等もあり、特に製造業を中心とした本社・工場移転による市内への企業進出がみられます。

課題

①本市の基幹産業である製造業をはじめ、地域商店等は中小零細規模の経営者がほとんどであり、事業承継や担い手不足に加え、海外との競争激化や原材料費・人件費の高騰など厳しい経営環境にあります。経営を持続するためにはさらなる生産性向上や製品・商品の差別化等に向けた取り組みが必要です。また、繊維産業においては、新たな販路開拓や受注機会の創出に加え、市内に集積する高度な産業基盤の活用を促す取り組みが必要です。

②新規創業は地域経済の活性化にとって重要な要素ですが、事業開始までの手続き等には専門的な知識を要する場面が多く、新規創業者への助言等の支援が必要です。また、創業に向けての支援とともに、ビジネスモデルの構築や資金調達、販路開拓といった創業後の経営に対する伴走支援が必要です。

③本市が行っている企業立地助成等の補助金制度は主に工場等の製造拠点向けの色合いが強いため、いわゆるホワイトカラーの分野やサービス業等を含めた、多角的な誘致活動の展開を図っていく必要があります。また、郊外には比較的規模の大きい工場の集積がみられる地域も存在していますが、様々な法規制等により用地拡張や新規取得に必要な規模の用地の確保が困難となっており、立地環境整備に向けた取り組みが必要です。

施策の実施方針

①地域事業者に対する生産性向上のためのDX対応、生成AI等の新技術活用に向けた支援に取り組むとともに、新製品の開発や国内外に向けた販路拡大、プロモーション等による事業活性化策および円滑な事業承継に向けた支援に取り組みます。

また、人材確保や企業間のマッチングなど、販路拡大や担い手不足解消につながる支援については、国や県、また商工会や石川中央都市圏をはじめとする様々な関係機関との連携を図りながら、幅広い支援に取り組みます。

②創業希望者に対する支援情報の周知や、創業後の経営安定化に向けたフォローアップ支援を行うとともに、空き家・空き店舗活用施策や子育て支援施策との連携など、創業者を取り巻く環境やニーズに合わせた支援体制づくりに取り組みます。

③本市の企業立地制度や税制優遇措置等をはじめとする情報を積極的に発信していくとともに、進出を検討する企業の動向やニーズ、また市民の就業ニーズも含めた情報を的確に把握し、製造業はもとより情報通信業や次世代産業等を含む多様な業種にも目を向け、企業誘致に取り組みます。

また、工業を集積するにふさわしい適地の選定を進め、用途地域や特定用途制限地域等の法規制による本市の将来都市構造を見据えた計画的な土地利用の誘導という観点を踏まえ、企業立地用地の確保に取り組みます。

個別計画

計画名	創業支援等事業計画	担当課	地域創生課
計画の内容	市内で創業を目指す方への支援を強化することを目的とし、創業希望者に対する支援の内容等を定めています。		
策定年月	令和6年12月		

計画名	かほく市導入促進基本計画	担当課	地域創生課
計画の内容	中小企業および地域経済の持続的な発展につなげることを目指し、中小事業者の先端設備等の導入を促します。		
策定年月	令和7年4月		

計画名	かほく市産業振興促進計画	担当課	地域創生課
計画の内容	本市の産業各分野が持続的に発展していくことを目的とし、産業振興に向けた取り組みや目標を定めています。		
策定年月	令和7年5月		

計画名	かほく市都市計画マスタープラン	担当課	都市建設課
計画の内容	おおむね20年後の都市の姿を展望し、市の将来都市像を実現するため、都市計画の総合的な理念・目標とこれを実現するための都市計画の方針を定めています。		
策定年月	平成29年3月（令和9年3月改訂予定）		



基本的な考え方

地域の歴史や文化、自然等の観光資源を最大限に活用し、地場産業と連携した特色ある観光プログラムを創出するとともに、地域情報の発信を強化し、観光機能の充実や交流人口の増加を図ります。

現状

- ①豊かな自然環境や加賀と能登の国境（くにざかい）という歴史的特色を有しながら、能登観光の通過点となるなど、観光資源の十分な活用が図られていない状況です。
- ②「石川県立西田幾多郎記念哲学館」など、市外からの来館者を一定数確保している施設があるほか、令和3年に「あそびの森かほっくる」、令和6年には「つどいの森かほっくるプラス」および「かほく市総合体育館」等のにぎわい創出の拠点施設が相次いでオープンし、本市に本拠地を置く女子プロバレーボールチーム「P FUブルーキャッツ石川かほく」のホームゲーム開催等により、県内外からの新たな人の流れが本市に生まれています。
- ③観光物産協会により、県内外における物産展への出展のほか、自主イベントの開催等を通じた特産品のPRや本市の魅力発信が行われています。
- ④北陸新幹線等の影響等により、金沢市を中心にインバウンドをはじめとした観光需要の急速な高まりがみられます。

課題

- ①本市が観光地への移動の通過点だけにならないよう、各種媒体を活用し、本市の魅力発信や誘客に取り組み、本市への人の流れを増やしていくことが必要です。
- ②拠点施設を核とした各施設への誘客を軸として、市内における新たな人の流れを創出していく必要があります。また、「P FUブルーキャッツ石川かほく」をはじめとするプロスポーツチームが持つ誘客効果を地域産業の活性化やシビックプライドの醸成につなげていくことが必要です。
- ③観光物産協会を主体とした自由度の高い様々なPR活動等を通じて、特産品や拠点施設等の情報発信を行い、地域産業の活性化を図っていく必要があります。
- ④金沢市に集中している観光需要を本市にまで波及させるための環境整備を進めが必要です。

施策の実施方針

- ①地域の埋もれた歴史、文化の掘り起こしや民間活力の活用も含め、個性的で付加価値の高い観光振興策および地域情報発信拠点である「道の駅高松」の機能強化に取り組みます。
- ②それぞれの施設が持つ特色や魅力をPRしてさらなる誘客を図るとともに、プロスポーツチームとの連携を強化し、さらなるにぎわい創出につながる魅力あふれるイベントの実施や誘致に取り組みます。
- ③観光物産協会への適切な支援を行いながら、組織の自走化による自発的な活動の範囲拡大に取り組みます。
- ④石川中央都市圏をはじめとする広域での連携を強化し、スケールメリットを活かした新たな観光誘客の創出に取り組みます。

個別計画

計画名	かほく市産業振興促進計画	担当課	地域創生課
計画の内容	本市の産業各分野が持続的に発展していくことを目的とし、産業振興に向けた取り組みや目標を定めています。		
策定年月	令和7年5月		

計画名	かほく市デジタル田園都市構想総合戦略	担当課	企画課
計画の内容	人口減少を食い止め、地域経済の好循環を生み出すことを目的とし、「まち」「ひと」「しごと」の充実に向けた方針や施策を定めています。		
策定年月	令和7年3月		



P FUブルーキャッツ石川かほく



哲学夜市

7-4 就労しやすい環境づくり



基本的な考え方

人々が安心して働く環境を整えるために、ワーク・ライフ・バランスを重視した労働環境の整備と勤労者福祉の向上を支援します。

求人・求職情報の迅速な提供に加え、多様な就労形態を選択できる環境づくりにも積極的に取り組みます。

現状

- ①高齢者や女性の就労ニーズの高まりやリモートワーク等を含む働き方の多様化など、就労環境や意識が大きく変化しています。
- ②本市は中小企業が多く、社会経済情勢が厳しい中において、個別事業者だけでは、勤労者福祉への取り組みに限界があります。
- ③地域内に世界的なシェアを誇る製品の製造等を担う企業が存在する一方、若者層は市外に就職先を求めるケースがほとんどとなっています。

課題

- ①多様な就労観や就労要望に対応可能な、地元雇用機会の拡充および優秀な人材確保に向けた就労環境の整備が必要です。
- ②ワーク・ライフ・バランスに配慮した、勤労者福祉の拡充策や勤労待遇の改善に対する支援が必要です。
- ③地元企業の魅力発信や情報発信、また企業と求職者とのマッチング機会の創出への支援が必要です。
- ④卒業後に地元に就職してもらえるための契機づくりや支援が必要です。

施策の実施方針

- ①働きがいを感じられる労働環境の拡充を図りつつ、地域の子どもたちに対して、地元の優秀な技能者による講習会等を開催することによって、地元就業に対する意識啓発や市独自の迅速な求人、求職情報の提供に取り組みます。
- ②地元事業者が取り組む労働条件の改善や労働環境の整備に対して、事業主の意識啓発を図るとともに、福利厚生充実、地域づくり活動への参画促進の支援を進めます。
- ③U I J ターンの促進や奨学金の返還支援のほか、学生の就職活動の際における雇用のマッチング等により、地元への就職促進に取り組みます。

7-5 移住・定住施策の推進



基本的な考え方

将来にわたって持続可能な地域社会を実現するために、積極的な移住・定住施策を推進し、多角的なアプローチに取り組み、誰もが安心して生活基盤を築ける環境を整備します。

民間による優良な宅地供給を促進するとともに、住宅困窮者、高齢者、子育て世帯等の多様なニーズに対応するため、市営住宅の安定的な供給に努めます。

空き家の利活用を図るため「空き家バンク制度」の事業を展開し、本市への定住化を一層促進します。

現状

- ①進学・就職を機に市外へと転出する若者が多くみられます。
- ②金沢都市圏のベッドタウン的性格も有する本市では、少子高齢化の進行等を背景に住宅関連ニーズの多様化が進んでいます。
- ③住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットとしての役割を果たすため、市営住宅を供給しています。

課題

- ①若者の流出抑制、市外からの転入促進等による、若い世代の定住確保が必要です。
- ②多様な住宅関連の要望を受け入れ、より安全で快適に、誇りを持って暮らし続けられるよう、良質な住宅・宅地の供給が必要です。
- ③市営住宅においては、経年劣化や設備機器類の更新時期を迎える住棟があることから、予防保全の観点を重視し、ライフサイクルコストの縮減に向けた取り組みが必要です。

施策の実施方針

- ①若者や子育て世代をターゲットとした世代の定住促進のための取り組みを進めます。
- ②若者の流出抑制策として、シビックプライドの醸成を目指したインナープロモーションを展開していきます。
- ③民間の優良な宅地供給の促進、多様な住宅関連の要望に応えうる市独自の定住施策の展開を図ります。
- ④「第2期かほく市空家等対策計画」を踏まえて、空き家バンク制度を活用した優良空き家の再利用に取り組み、市内の空き家の発生を抑制します。
- ⑤「かほく市住生活総合計画」に基づき、市営住宅の計画的な長寿命化改修を進めます。

個別計画

計画名	かほく市住生活総合計画	担当課	都市建設課
計画の内容	市民の豊かな住生活を実現するために、住生活安定向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、豊かな住生活の実現を目指し、居住の将来ビジョンを示しています。		
策定年月	平成30年3月		

計画名	第2期かほく市空家等対策計画	担当課	防災環境対策課
計画の内容	本市における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施することを目的とし、空き家の発生抑制および利活用に向けた施策を定めています。		
策定年月	令和4年3月		

8 市民が主役となるまちづくり

地域づくり・人づくり

8-1 地域コミュニティ活動への支援



基本的な考え方

地域における住民相互の連帯意識の高揚を図り、住民の自主的・主体的・継続的なコミュニティ活動を活性化していくため、地域全体が連携し一体となって実施する活動を支援するとともに、地域全体のコミュニティ活動の拡充にも積極的に取り組みます。

現状

- ①地域コミュニティは、防災や災害時における地域住民の安否確認、助け合い等の地域の支え合い機能を担っており、社会環境の変化でその重要性は一層高まっています。
- ②少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化等により、地域コミュニティの希薄化や、若年層のコミュニティ意識の低下が懸念されています。

課題

- ①地域で安全・安心に暮らすためには、地域住民の地域コミュニティ意識の醸成と、地域コミュニティ活動に対する理解が不可欠であり、人ととのふれあいの場としての重要性を踏まえた施策の推進が必要です。
- ②デジタル化の進展やコロナ禍以降のライフスタイルの変化等へ対応するため、時代のニーズに即した地域コミュニティ活動の活性化と、現役世代や若者など多様な年代の地域コミュニティへの参画が必要です。

施策の実施方針

- ①地域住民が安全・安心に暮らすため、地域が連携し、一体となって行う活動に対する支援策の充実を図るほか、家庭、学校、地域との連携強化に向けた地域ぐるみの組織体制の拡充と促進に取り組みます。
- ②地域コミュニティ機能の充実を図るため、集会施設等の機能維持や各地域で自主的に取り組む活動への支援を継続していくほか、コロナ禍により停滞したコミュニティ活動を活性化するとともに、現役世代や若者の参加を促すため、活動のデジタル化等を推進します。

8-2 市民協働の地域づくり



基本的な考え方

多様化する地域ニーズや地域課題に対応するため、市民、地域団体、事業者、行政が互いの役割と強みを生かしながら協働する地域づくりを推進します。

市民一人ひとりが地域の担い手であることを認識し、自発的に行動する「住民主体のまちづくり」を推進します。地域文化やつながりを大切にしながら、若者や子育て世帯を含む多様な市民が参加しやすい環境を整備します。

現状

- ①少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化が進む中で、地域コミュニティの担い手を確保し地域運営を持続させることが重要となっています。
- ②市民交流の促進を図るため、「かほく四季まつり」等のイベント事業が商工会をはじめとする様々な市民団体との協働のもと開催されています。

課題

- ①市民の自発的な活動に対する制度や財政的支援、さらには受け皿が限られており、さらに拡充し、広く周知することが必要です。
- ②市民相互の交流機会の拡充やイベントの内容充実によって、市民交流のさらなる推進を図ることが必要です。
- ③地域の特色を活かしたイベントの開催等によって、交流の輪を広域的な交流へと拡大することが必要です。

施策の実施方針

- ①市民が主体的に地域活動に参加できる機会を確保し、地域の担い手を育成するごとに、多様な主体が連携・協働できる仕組みを構築します。
- ②本市の歴史や文化、観光、物産をはじめとした地域資源を活かし、行政と市民が一体となって「かほく四季まつり」等を通じて市民協働の地域づくりを推進します。



かほく四季まつり

8-3 人権尊重が築かれる取り組み



基本的な考え方

市民が日常生活を行っていく上で、全ての人々の人権が平等に尊重され、差別のない社会となるための環境づくりを目指します。

現状

- ①社会のめまぐるしい情勢変化や、社会構造の複雑化、価値観の多様化等の中で、高齢者、女性、子ども、障害のある人等に対して、様々な差別、いじめ、暴力など人権を侵害する問題が起きています。
- ②SNSの普及により、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害が増えています。

課題

- ①様々な人権問題は、その背景や経緯が多様なため、人権問題への対応もそれぞれの分野で個々に実施されていますが、今後は人権問題を総合的に進めていくことが必要です。
- ②人権問題を自らの課題として、市民が正しく認識し理解を深め、日常的な生活の中に定着させていく必要があります。

施策の実施方針

- ①「かほく市人権教育・啓発に関する実施計画」に沿った、様々な人権問題に対応できる人権教育や啓発を進めます。
- ②市民が人権の意義やその重要性について十分認識し、人権尊重の大切さが自然に社会に築かれるよう、人権教育・啓発活動を推進します。
- ③人権侵害等に対して、市民が相談しやすい体制の充実を図ります。

個別計画

計画名	第2次かほく市人権教育・啓発に関する実施計画	担当課	市民生活課
計画の内容	あらゆる差別や偏見のない人権尊重のまちづくりを推進することを目的とし、本市が取り組む人権教育・啓発の推進および市の行政全般における人権尊重の基本方針と今後の取り組みを定めています。		
策定年月	平成27年3月（令和5年12月改定）		



小学校での人権教室



人権の花贈呈式

9 持続可能な行財政の運営

行政・財政

9-1 行政運営の効率化



基本的な考え方

行政手続きの簡素化や行政組織および機構の見直しに取り組むことで、行政運営の効率を向上させるとともに、持続可能で質の高い行政サービスの提供に努めます。

現状

- ①行政手続きは、各課所管の事務手続き条例等によって規定されています。
- ②業務の効率化を図るため、毎年、各課の所掌事務の見直しや組織の再編、職員の適正配置を行っています。

課題

- ①市民サービス向上と行政手続きのさらなる簡素化等を図るため、電子申請等の整備や利用の積極的な促進が必要です。
- ②効率的な行政運営を行うため、組織・機構の見直しにより持続可能な質の高い行政サービスの提供が必要です。

施策の実施方針

- ①行政の効率化、市民の利便性の向上、公平・公正な市民サービスの提供を図るため、デジタル技術の活用と業務プロセスの見直しについて一体的に取り組みます。
- ②市民ニーズに即した柔軟な組織編成と、行政改革実施計画や行政評価システム等のP D C Aサイクルにより、業務の効率化と市民の満足度の向上に取り組みます。
- ③「定員適正化計画」を踏まえた定員管理、適正な職員配置および事業の民間委託等を行うことによって、持続可能な行政組織の構築に取り組みます。

個別計画

計画名	第5次かほく市行政改革大綱	担当課	総務課
計画の内容	時代に即した行政需要に的確に対応し、市民サービスのより一層の向上を図ることを目的とし、行政改革の具体的な実施内容を定めています。		
策定年月	令和7年3月		

計画名	第5次かほく市定員適正化計画	担当課	総務課
計画の内容	限られた行財政状況の中で職員の定員管理の適正化を図ることを目的とし、適正化に向けた取り組みを定めています。		
策定年月	令和6年3月（令和8年3月改訂）		

9-2 安定した財政の運営



基本的な考え方

定住促進や子育て支援を中心とした総合的な取り組みを進めた結果、本市の人口は増加中ではあるものの、令和6年能登半島地震からの復旧・復興や、近年の物価高騰など社会情勢が急速に変化しているため、将来を見通すことが難しい状況となっており、あらゆる環境変化に柔軟に対応できる持続可能な行財政運営を確立します。

現状

- ①令和6年能登半島地震からの復旧・復興を進めており、今後は液状化対策に多大な費用が必要となることが見込まれています。
- ②完成から相当な年数が経過した社会インフラや老朽化が進む公共施設が多く存在しており、計画的な更新を行っています。
- ③人口増加により市税収入が増加傾向にあります。

課題

- ①物価や人件費の高騰によるコストの増大や、金利上昇による長期債務のコスト管理への対応が必要です。
- ②今後増大することが見込まれている、液状化対策工事をはじめとした災害復旧事業や、社会インフラや公共施設の長寿命化事業に係る費用に対して、財源を確保することが必要です。
- ③持続可能な行財政運営を確立するため、ふるさと納税寄附金や企業版ふるさと納税等による新たな財源の確保が必要です。

施策の実施方針

- ①財政計画を踏まえて、費用対効果およびコスト意識を徹底し、行政サービスの重点化・効率化を図ることにより合理的な予算配分を行います。
- ②総合計画で示された施策の実施方針や各施設の整備計画等に基づき、計画的に事業を推進するとともに、国や県の財政支援制度を積極的に活用し財源の確保に努めます。
- ③ふるさと納税寄附金制度や企業版ふるさと納税制度の取り組みを効果的にPRすることで、財源の確保を図ります。

個別計画

計画名	かほく市財政計画	担当課	財政課
計画の内容	市税をはじめとする歳入や総合計画で示された取り組みに基づく歳出の見通しを中長期的に示すことで、総合計画の実行性を財政面から裏付けるとともに、財源確保が困難になる状況であっても、引き続き健全財政を堅持できるよう、今後の財政運営における指針としています。		
策定年月	令和8年3月		



基本的な考え方

市民ニーズが高度化・多様化する中で、より高度な能力や優れた専門知識を有する人材の育成に努め、市民サービスの向上を図ります。

現状

- ①生産年齢人口の減少、働き手側の価値観の多様化、デジタル社会の進展等により地方公共団体を取り巻く状況が大きく変化する中、複雑化・多様化する行政課題に対応する上で、人材育成・確保の重要性が高まっています。
- ②職員一人ひとりの役割が増大している中、限られた人的資源により組織としての能力を最大限に発揮することが求められています。

課題

- ①新たな市民ニーズに対応できる、高度な能力や専門知識を有した職員の確保が必要です。
- ②職員一人ひとりが、自らの意識改革と資質向上に自発的かつ積極的に取り組むとともに、組織としても職員の能力開発と能力活用を体系的かつ計画的に実施していくことが必要です。

施策の実施方針

- ①職員の主体的な能力開発を推進するとともに、意識改革を図り、高度複雑化する政策課題に創造的に対応できる能力を持った職員の育成に取り組みます。
- ②組織を活性化し、満足度の高い市民サービスを提供していくため、高度な専門知識を有する人材や民間企業経験を有する実践的な人材など、多様な人材の確保を推進します。

個別計画

計画名	かほく市人材育成基本方針	担当課	総務課
計画の内容	職員の能力開発を効果的に推進することを目的とし、人材育成の目的や方策を定めています。		
策定年月	平成 19 年 3 月（平成 31 年 3 月改訂）		



基本的な考え方

デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、行政サービスの効率化・迅速化を図り、より多様化した市民ニーズに迅速に対応できる体制を構築します。

デジタル技術を活用して業務の最適化を進め、市民にとって便利で高品質なサービスの提供を目指します。

現状

- ①市民サービスのデジタル化が進んでおり、インターネットを通じて市民が便利に行政手続きを行える環境が整いつつあります。しかし、デジタル技術を活用した業務効率化には、まだ十分な対応ができない部分もあります。
- ②DXに必要な基盤として、行政内のシステム整備が行われ、デジタル化の推進が進められていますが、職員のデジタルリテラシー向上と業務プロセスの見直しが必要な段階にあります。

課題

- ①新しい技術やシステムに対応できるデジタルスキルを持った職員の育成と確保が必要です。
- ②市民サービスのさらなるデジタル化を進めるとともに、デジタル格差を解消し、高齢者層や、パソコンやインターネットの利用に不安のある市民に対する支援が必要です。
- ③DX推進のための組織的な体制強化と、従来の業務プロセスの見直しが必要です。

施策の実施方針

- ①DXに関する研修を定期的に実施し、職員一人ひとりがデジタル技術を活用できるよう、デジタルリテラシーを高めるとともに、業務改善に活かせるスキルを育成します。
- ②市民サービスをより迅速・効率的に提供できるよう、電子申請やオンライン窓口の拡充、AI やクラウドサービスの導入を進め、業務のデジタル化を推進します。
- ③市民向けにデジタルツールやサービスの利用方法に関するガイドラインを提供し、デジタルデバイドを解消するための支援施策を強化します。

個別計画

計画名	かほく市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画	担当課	情報推進課
計画の内容	ICT の進展や、国の制度改革等に的確に対応し、ICT を戦略的に活用していくことを目的とし、本市のDX推進に向けた方針およびこれに関連する個別施策を定めています。		
策定年月	令和 4 年 2 月		

9-5 開かれた議会運営

基本的な考え方

「かほく市議会基本条例」に基づき開かれた議会の実現を目指し、積極的な情報公開と説明責任を果たしつつ、議会改革を進めながら、市民の負託に応えます。

現状

- ①議会の審議内容は、議会だよりやホームページによって公開しています。
- ②議会の本会議は、ケーブルテレビで生中継・録画放送を行っています。
- ③市民の意見や提案を把握するため、各種団体等との議会報告会・意見交換会を開催しています。

課題

- ①議会活動の情報を発信できる環境の整備を図り、市民の議会参加を促し、活動の公開（開かれた議会）の推進が必要です。
- ②議会報告会等で市民から意見や提案のあったものを市政に反映させる仕組みが必要です。

施策の実施方針

- ①議会活動において、これまでの議会だよりやホームページの充実を図るとともに、本会議等のインターネット配信（ライブ中継・録画中継）を含めた新たな情報発信の手法を検討し、積極的な公開を推進します。
- ②市民の意見や提案について、これまで実施している「議会による行政評価」において、より市民の意向を反映させた内容で評価することにより、適正な行政運営の確保に努めます。



市民団体に向けた議会報告会

9-6 市域を越えた地域発展の推進

基本的な考え方

行政区画の枠を越え、広域的な視点に基づいた行政運営と自治体間の連携を推進し、市域を越えた地域の発展を促することで、効率的で質の高い行政サービスの提供を図ります。

現状

- ①市民の日常生活圏および経済圏の広域化が進んでいます。
- ②市内はもとより近隣市町には、それぞれ恵まれた地域資源や文化遺産、美しい自然環境があります。
- ③平成25年に長野県駒ヶ根市と災害時の相互応援に関する協定を締結し、県域を越えた広域的な連携を推進しています。さらに平成30年には同市との友好都市提携を結び、交流と協力関係を一層深めています。
- ④平成28年に「連携中枢都市圏形成に係る連携協約」を締結し、金沢市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町とともに「石川中央都市圏」を形成しています。

課題

- ①本格的な人口減少社会を迎え、さらなる地域間の連携により圏域の拠点性を高めることで、本市の住みよさを向上していくことが必要です。
- ②広域連携も含め、様々なジャンルに対する行政連携の一層の推進により、行政運営のさらなる効率化を図っていくことが必要です。

施策の実施方針

- ①友好都市提携に基づき、両市の発展を目指して、文化・経済・観光・教育・スポーツ等多岐にわたる分野でのさらなる交流を推進します。
- ②「石川県中央都市圏ビジョン」を踏まえ、圏域の経済成長、高次都市機能の集積・強化や生活関連サービスの向上に向けて、圏域内の自治体との連携を一層強化します。

個別計画

計画名	第3期石川中央都市圏ビジョン	担当課	企画課
計画の内容	人口減少・少子高齢社会にあっても、活力ある地域経済を維持するとともに、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域の形成を目指し、本市を含む4市2町が連携して推進する取り組みを定めています。		
策定年月	令和8年3月		



基本的な考え方

既存の公共施設の有効に活用し、利用しやすい環境を整えるために、市全体としての総合的な管理運営を行います。

現状

- ①公共施設の管理運営は、本市が管理しているものおよび一般財団法人かほく市公共施設管理公社へ委託しているものがあります。
- ②合併以後、市内における公共施設の統廃合を進めてきた結果、現在では統廃合はほぼ完了しています。

課題

- ①施設の管理運営面の比較および類似施設の状況把握を行い、公共施設の管理に係る経費の削減を図ることが必要です。
- ②統廃合された公共施設の適正管理や有効活用を進めていくことが必要です。

施策の実施方針

- ①公共施設の集中管理やインターネット等を活用した施設利用の一元化、公共施設の管理に関する体制、支援方策の見直しに取り組みます。
- ②市民の意見を取り入れた施設の有効活用、各施設の役割の明確化と類似施設や遊休施設の整理、統合を進めます。

個別計画

計画名	かほく市公共施設等総合管理計画	担当課	総務課
計画の内容	本市が所有する公共施設等について、将来の人口規模や財政状況に応じて適正に管理することを目的とし、利用状況やコスト等も含めた現状と今後の課題を総合的に整理し、公共施設の管理方針等を定めています。		
策定年月	平成 29 年 3 月（令和 4 年 3 月改定）		